

第2次富士見市環境基本計画【改定版】

第2次 富士見市環境基本計画 【改定版】

平成30年3月

富士見市



富士見市マスコットキャラクター
「ふわっぴー」

富士見市

富士見市

環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が会う、豊かな自然のなかで、幾世代もの人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、緑豊かなまちづくりに努めます。

私たちは、地球の限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりに努めます。

私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、きれいなまちづくりに努めます。

私たちは、快適な環境を大切にし、うるおいのあるまちづくりに努めます。

私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな活力あるまちづくりに努めます。

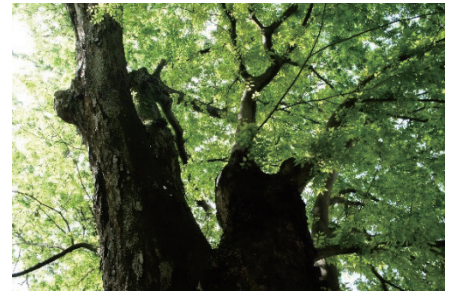
平成 12 年 4 月 10 日

(平成 12 年度市制記念日式典にて宣言)

市の木『けやき』

けやきは、古くから富士見市に自生しており、現在においても市内でよく見かけます。成長が早く雄大な樹姿は、富士見市の発展との結びつきを感じさせます。また、昔は一本のけやきが一家の生計を救うこともあったという貴重な木でもあります。

(昭和 57 年 4 月 10 日市制施行 10 周年記念制定)



市の花『ふじ』

優雅さと気品をそなえており、ひとつひとつの花が集まって咲く様子が、人と人との語り合いや団結を感じさせ、富士見市民がひとつひとつの花のように思われます。

(昭和 57 年 4 月 10 日市制施行 10 周年記念制定)



市の鳥『かわせみ』

市内を流れる新河岸川、柳瀬川、びん沼川などの水辺で見られる色鮮やかな鳥で、愛嬌ある姿で誰からも愛され親しまれる鳥です。未来に向かってキラリとかがやき続ける市をイメージし、自然愛護のシンボルとしてもふさわしいことなどから、市の鳥に定められました。

(平成 24 年 4 月 10 日市制施行 40 周年記念制定)



第2次富士見市環境基本計画の見直しにあたって



私たちのまち富士見市は、都心から30km圏内に位置しながらも、多くの湧き水が存在し緑豊かな林が残るなど、利便性にも自然環境にも恵まれた住宅都市として発展し、現在、約11万人の人々が台地と低地が織りなすこの自然豊かな地で、彩りあふれる文化と歴史を育んでいます。

昨今、我が国においては、多発する異常気象への対応が喫緊の課題となっており、集中豪雨による水害や夏の猛暑など、地球温暖化の影響を強く感じる出来事が起こっています。

私たち人類の暮らしは、産業革命以来、利便性を求めた技術革新を続けており、輝かしい発展の裏では、二酸化炭素の大量排出、大気汚染、酸性雨やオゾン層の破壊など様々な環境破壊

が生じました。自然とのバランスが破壊されたことにより、地球温暖化の影響による気温の上昇、台風の大型化など、私たちを取り巻く環境は、急激な変化を見せています。国際社会においても、地球温暖化に歯止めをかけるため、平成27年12月パリ協定が合意され、後世に持続可能な社会を残すことが、現在とこれからを生きる世界人類の共通の課題として認識されています。

環境にやさしい都市を目指す本市は、平成15年に富士見市環境基本計画を策定し、平成25年3月には第2次富士見市環境基本計画を策定しました。第2次計画では、これまで重点テーマとされていた地球温暖化に対する対応や対策について、市民・事業者・行政が一丸となり富士見市全体で取り組むべく、我々が実践する地球温暖化への具体的な対応方法を提示しました。この度、計画期間の中間年を迎えたことから、これまでの施策の進捗状況や社会情勢を踏まえながら、本計画の見直しを行いました。

市民や事業者の皆様におかれましても、本市のかけがえのない環境を守るため、本計画の取り組みに対し、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の見直しにあたり、多大なるご尽力を賜りました環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民や事業者の皆様に対し、心より感謝を申し上げます。

平成30年3月

市長 星野光弘

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 策定の背景と目的	1
2. 策定までの経緯	2
3. 計画の位置付け	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の担い手と役割	3
6. 計画の対象	5
(1) 対象地域	5
(2) 対象とする範囲	5
第2章 富士見市を取り巻く現況と課題	6
1. 国際社会と環境問題	6
(1) 地球温暖化	6
(2) エネルギー	7
(3) 生物多様性	8
2. 富士見市の状況と課題	10
(1) 地域特性	10
(2) 社会的条件	10
1) 人口・世帯数の推移	10
2) 産業構造の変化	11
3) 社会資本整備の推進	11
4) 温室効果ガス排出量	13
5) ごみ排出量	13
(3) 自然的条件	14
1) 湧き水	14
2) 動植物	16
3) 気象、大気質、水質	16
4) 歴史・文化	18
(4) 課題の総括	18
1) 本計画の進捗状況の確認	18
2) 課題の整理	23
第3章 計画の目標	24
1. 基本理念	24
2. 望ましい環境像	24
3. 基本目標	25
4. 施策の体系	26

第4章 施策の展開	27
基本目標1：まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します	27
1. 温室効果ガスの種類	27
2. 推計値と分析結果	28
3. 目標値	29
4. 削減目標達成に向けた取り組み	30
基本方針(1) 資源を大切にしよう	32
基本方針(2) 温室効果ガス吸収源対策に取り組もう	36
基本方針(3) ごみを減らそう	38
基本方針(4) スマートムーブに取り組もう	41
基本目標2：自然と共生するまちを目指します	44
基本方針(5) 生き物を守り育てよう	44
基本方針(6) 里地里山を守り育てよう	47
基本方針(7) 水環境を大切にしよう	51
基本目標3：快適な生活を送れるまちを目指します	53
基本方針(8) 快適な生活空間を創ろう	53
基本方針(9) 健全な生活を送ろう	56
基本目標4：みんなで学び、行動するまちを目指します	58
基本方針(10) みんなで力を合わせて行動しよう	58
基本方針(11) 環境について学ぼう・話し合おう	61
基本方針(12) みんなで計画を実行し、評価しよう	63
第5章 計画の推進体制・進捗管理	65
1. 推進体制	65
(1) 市民・事業者	65
(2) 富士見市環境施策推進市民会議	65
(3) 行政(担当課)	65
2. 進捗管理	66
(1) 富士見市環境施策推進市民会議	66
(2) 富士見市環境審議会	66
(3) 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会	66
(4) 行政(担当課)	66
資料編	68

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の背景と目的

中間見直しを行いました

富士見市では、かけがえのない地球環境をまもり、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造を目指して、「環境にやさしい都市宣言」を平成12年4月に宣言し、さらに平成13年12

月には「富士見市環境基本条例」を制定しました。

この条例の理念に基づき、環境の保全^{※1)}に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年3月に「富士見市環境基本計画」の策定、そして5年目を迎えた平成20年3月には計画の見直しを行い、目標期限である平成24年度を迎えました。

この間、自然環境の保全、生活環境の改善など多岐にわたった環境施策の推進を図ってまいりましたが、わたしたちのまわりを取り巻く環境は日々変化しており、地球温暖化問題から地域の環境問題まで、様々な課題を解決するためには継続的な取り組みが大切です。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では自然災害の脅威を、また、地震に伴う福島第一原子力発電所の事故（東日本大震災）では電力供給における課題や放射性物質の対応など、新たな対策が求められることとなり、今までのわたしたちの生活の利便性と環境問題を改めて認識させられる出来事が起こりました。

このようなことから、環境に配慮したライフスタイルへの転換や、環境配慮を織り込んだ社会経済システムの構築など、社会情勢や経済状況に応じた環境課題に的確かつ早急に対応することが求められています。

これらのことを踏まえ、地球規模化・複雑化する環境問題を解決し、富士見市に住む・働く・学ぶ人びとが自然からの恵みを享受し、将来にわたり快適な生活を維持することができるよう、地域の実情に適した施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次富士見市環境基本計画（以下「本計画」と呼びます。）」を平成25年3月に策定しました。

今回、計画期間の5年目を迎え、これまでの5年間を振り返って施策や取り組みを整理・評価し、今後の5年間に向けた環境課題に対応するため、中間見直しを行いました。

※1) 保全：人為的な活動により環境に加えられる影響や環境負荷を回避・低減するための取り組みであり、具体的には、維持管理や改善・改修、滅失の防止、普及啓発などを指します。

2. 策定までの経緯

中間見直しにあたっては、社会情勢や環境政策に関する動向を把握するほか、これまでの施策や取り組みの進捗状況などを整理し、本計画の基礎資料としました。

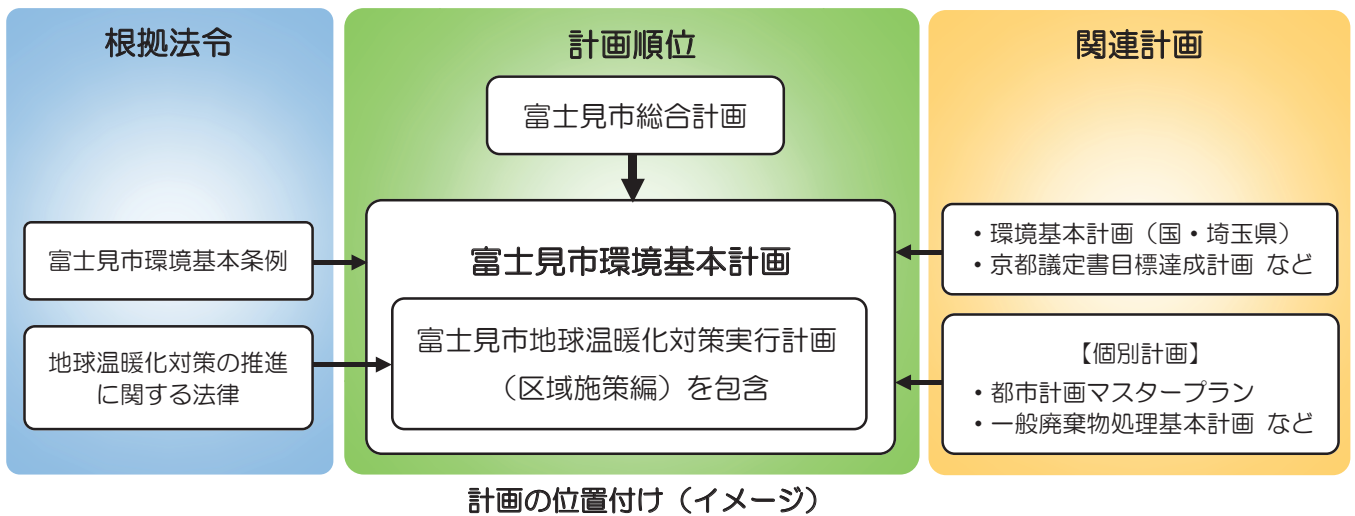
また、計画内容については、「富士見市環境審議会」及び「富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会」において確認・評価・検討を行い、さらにパブリックコメントによる市民意見の提出を経て、「富士見市環境審議会」において調査・審議することで、「第2次富士見市環境基本計画（改定版）」を策定しました。

3. 計画の位置付け

富士見市では、計画的に行政運営を進めるため、まちづくりを進めていくための最上位計画として「富士見市総合計画 第5次基本構想（平成23年度から平成32年度まで）」を定め、各種施策を実施しています。

本計画は、環境分野に関する上位計画として、「富士見市総合計画」を環境面から補完し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

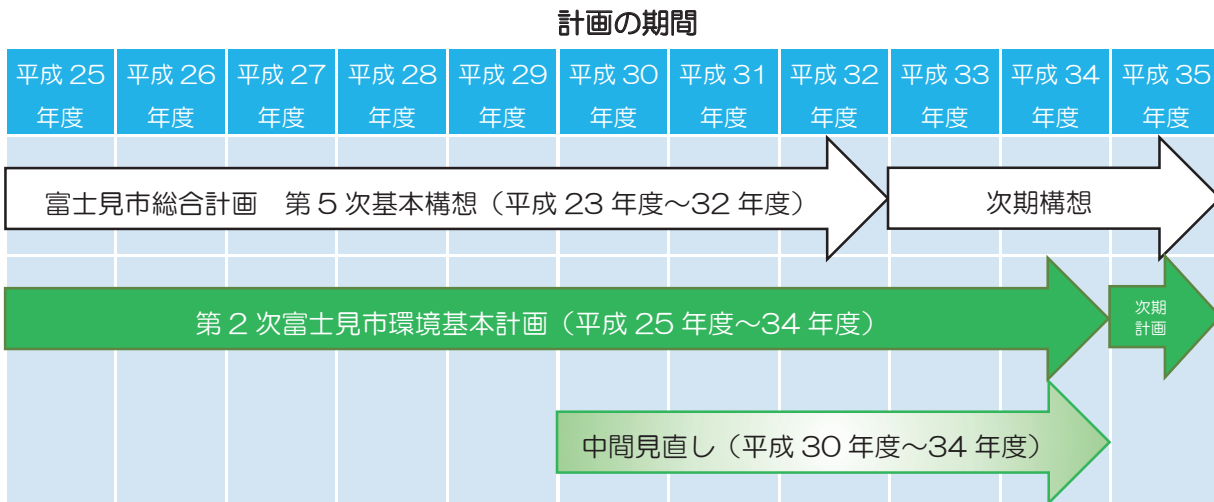
なお、「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）^{※2)}」（以下「区域施策編」と呼びます。）は、本計画の地球温暖化対策分野の実行計画として、本計画と結びつきが強く、重複する事項も多いため、引き続き本計画に包含することとします。区域施策編の基本的事項は本計画と同義とし、排出量算定値は第2章「富士見市を取り巻く現況と課題」で、目標や取り組みは第4章「施策の展開」で掲載します。



※2) 富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）：市内全域から排出される温室効果ガスを削減するための対策や取り組みを総合的かつ計画的に推進するための計画です。

4. 計画の期間

計画の期間は、本計画（平成25年度から平成34年度までの10年間）の後期計画として、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。



5. 計画の担い手と役割

本計画は、市民・事業者・行政・富士見市環境施策推進市民会議、それぞれの立場で役割を果たすとともに、相互に連携・協働して、積極的に環境の保全と創造に取り組むことを基本とします。

◆市民の役割◆

環境の保全と創造について関心を持つとともに、環境に関する正しい知識を習得することが求められます。

さらに、日常生活の中で環境に配慮した取り組みを自主的に実践することのほか、市民団体や町会等の取り組みに参加・協力したり、市の実施する環境施策に積極的に参加・協働したりすることで、個人では実践が難しい取り組みを達成することも期待されます。

★ コ ラ ム ★

市民の自主行動 ～縁の下の力持ち～

早朝、家の周りを掃除している人や、ゴミ袋を持ってごみを拾いながら散歩をしている人を見かけます。

誰かに言われるでもなく、また、感謝を求めるものでもなく、自主的な意識を持って行動することこそが大切で、その積み重ねによって環境の保全や創造も成り立っていくものだと感じます。

一人ひとりの行動は確かに小さなものですが、複数の人が、地域が、まちが、…と展開されたときに得られる効果はとても大きいものとなるでしょう。

昔「パイ・フォワード」という映画が上映されました。一人の少年が社会科の授業で、自分が受けた厚意をその相手に返すのではなく、別の3人に渡すという提案をしました。紆余曲折しながらそのバトンは着実に広がりを見せていた、という物語です。

縁の下の力持ちの厚意のバトンが次々に受け渡されていけば、もっと素晴らしいまちになるかもしれません。

◆事業者の役割◆

事業活動が環境に与える影響を認識・把握し、環境に配慮した社会経済システムを構築することが求められます。環境マネジメントシステム^{※3)}の導入、エコ商店^{※4)}への転換、エコファーマー制度^{※5)}の導入、環境報告書の作成・公表など、企業努力による環境に配慮した取り組みは利用者からも高い評価が期待されます。

また、地域や行政と連携した取り組みを実践するとともに、市外や業界内、国内外との連携といった広域的に捉えた環境配慮を盛り込んだ事業活動も期待されます。

◆行政の役割◆

環境の保全と創造のために、施策・事業を総合的かつ計画的に推進することが求められます。市民・事業者の協力を得るため、積極的に情報提供を行うとともに、自ら事業活動に対して検証・改善を行うなど、環境に配慮した取り組みを率先して実践することが求められます。

また、国・県・近隣の地方公共団体と連携し、広域的に捉えた活動も求められます。

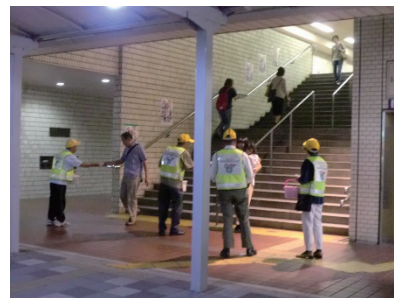
※3) 環境マネジメントシステム：事業者が、事業経営の中に環境保全に関する取り組みを取り入れ、設定した方針や目標の達成に取り組むための管理体制や仕組みをいいます。

※4) エコ商店：環境に配慮した店舗づくりを積極的に行っている商店をいいます。

※5) エコファーマー制度：埼玉県の行っている事業で、環境に配慮した農業に積極的に取り組む計画を立て、埼玉県知事の認定を受ける制度です。

◆富士見市環境施策推進市民会議の役割◆

環境に関する取り組みに対して知識と意欲を持って進める協働組織として、市民・事業者の環境に配慮した行動を促し、市民・事業者・行政が協働して取り組む活動の調整を行うなど、市の実施する環境施策の実践に関するリーダーシップを期待されます。



富士見市環境施策推進市民会議活動の様子

～富士見市環境施策推進市民会議～

平成15年6月に設立した環境の保全・創造を目指す市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携・協力しながら、お互いの自主的な行動を推進していくための「市民・事業者・行政で構成される組織」です。

6. 計画の対象

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、富士見市全域とします。

なお、広域的な環境問題については、国・県・近隣の地方公共団体と連携して取り組むこととします。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、以下の4項目とします。

地球環境	地球温暖化、資源・再生可能エネルギー、廃棄物・リサイクル など
自然環境	森林、河川、里地里山 ^{※6)} 、動植物など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、景観、交通、環境美化、放射能 など
環境に関する取り組み	環境教育・環境学習、環境情報、環境ビジネス ^{※7)} など

※6) 里地里山：奥山と都市の中間に位置し、樹林、農地、ため池など、人間の働きかけによって環境が形成・維持されてきた地域概念です。

※7) 環境ビジネス：産業活動を通じて、環境保全に役立つ製品やサービスを提供したり、社会経済活動を環境配慮型のものに変えていく上で、役に立つ技術やシステム等を提供する事業をいいます。

第2章 富士見市を取り巻く現況と課題

1. 国際社会と環境問題

人間の活動とその規模の拡大に起因して気候変動や野生動植物の減少など、グローバル化している環境問題に対応することが求められています。特に地球温暖化と生物多様性の損失は、国境を越えて国際的に取り組む必要がある環境課題として捉え、その解消に向けた行動による積み上げが大切です。

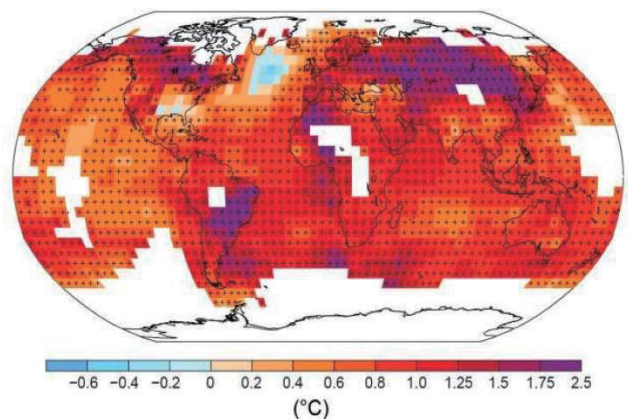
(1) 地球温暖化

人為的に排出された温室効果ガスにより、地球規模に広がった温暖化は、人々だけでなく地球に棲む生き物たちにも影響を及ぼしており、喫緊に対応が求められています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書統合報告書によると、21世紀末の平均地上気温は 0.3°C ～ 4.8°C 上昇する予測が示されており、温室効果ガス排出の削減に向けた取り組み（緩和策）と、気候変動による影響に適応していく取り組み（適応策）の両方を国際的に協調して進めていくことが必要であると述べています。

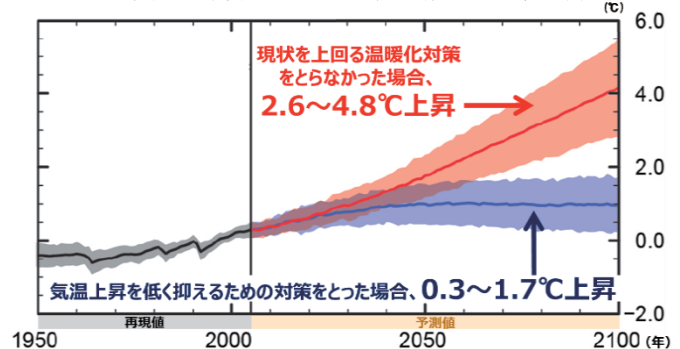
平成27（2015）年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、緩和策と適応策について、すべての国が参加し、より公平で実効性の高い法的枠組と

して、京都議定書に代わる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、産業革命以前と比較して平均気温上昇を 2°C 未満に抑えること、また、すべての国において排



観測された地上気温の変化
(1901～2012年)

出典：「気象変動 2014 統合報告書」（文部科学省、



世界の平均気温の変化の予測

出典：「地球温暖化防止コミュニケーター」ウェブサイト（IPCC「第5次評価報告書第1作業部会報告書」を基に作成）

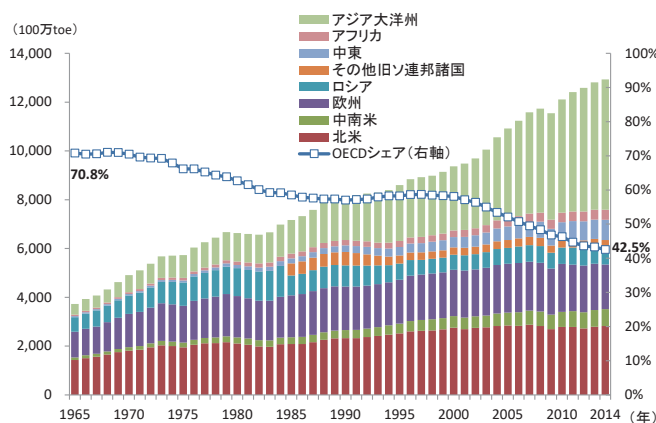
出削減目標を設定することなどが盛り込まれました。

パリ協定を踏まえ、国においては、平成 42 (2030) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で 26%を削減する中期目標と、平成 62 (2050) 年までに温室効果ガス排出量の 80%を削減する長期目標を立て、国民運動の強化、途上国への支援、エネルギー・環境イノベーション戦略の策定などに取り組んでいます。

(2) エネルギー

世界のエネルギー消費量は年々増加し続けていますが、その要因はインドや中国といった新興国によるものです。

先進国 (OECD 諸国) では、低い人口増加率、産業構造の変化、エネルギー消費機器の効率改善等による省エネルギーの進展によって、平成 26 (2014) 年における世界のエネルギー消費に占める OECD 諸国の割合は 42.5%まで低下しています。



世界のエネルギー消費量の推移

出典：「経済産業省資源エネルギー庁」
ホームページ

国際エネルギー機関 (IEA) の 2017 年版世界エネルギー見通しでは、ヨーロッパを中心に再生可能エネルギーの普及が進み、再生可能エネルギーが世界の発電量に占める比率は平成 28 (2016) 年の 24%から平成 52 (2040) 年には 40%になると予測をしています。また、太陽光発電の急成長はインドと中国が主導した新興国による普及のけん引であるとも指摘をしています。

世界で 5 本の指に入るエネルギー消費大国でありながら、エネルギー自給率がわずかに約 6%とエネルギー資源に乏しいわが国では、資源の供給を他国に依存しなくてはならず、国際情勢に左右されない安定したエネルギー供給が求められています。

これらを踏まえ、国においては、平成 26 年 4 月に「エネルギー基本計画」を閣議決定し、「安全性」を前提とした「安定供給」、「経済効率」、「環境保全」を図り、「多層化・多様化した柔軟なエネルギー供給構造」の構築という目標をもって、温室効果ガスの削減目標を視野に入れたエネルギー政策において、原子力発電の復活及び再生可能エネルギーの大幅な増加を見込んだ電力供給ミックス、産学連携によるエネルギー分野の技術革新を促進していくこととしています。

(3) 生物多様性

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことであり、40億年という地球の長い歴史の中で様々な環境に適応した多様な生き物たちが生まれ、そのすべての生き物たちは直接、あるいは間接的に支えあって生きているということを指しています。

人類もその一員であり、私たちは様々な生き物とともに暮らしており、日常生活に必要なほとんどを生き物たちからの恩恵を受けて成り立っています。

森林伐採による乱開発や、飛行機や船舶などの移動手段の発展による外来生物の侵入、近年の地球温暖化による生態系の崩壊など、人の手によって生き物たちの暮らしが脅かされており、生物多様性の損失が課題となっています。

生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的に、平成4(1992)年「生物多様性条約」が採択されました。

平成22(2010)年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、平成32(2020)年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施するという20の個別目標、いわゆる「愛知目標」が採択されました。

愛知目標を踏まえ、国においては、平成24年に第5次となる「生物多様性国家戦略2012～2020」を閣議決定し、平成62(2050)年までに「自然と共生する」世界を実現する中長期目標をもって、愛知目標の達成に向けたロードマップを提示するとともに、生物多様性の社会浸透、人と自然の関係の見直し・再構築、科学的基盤の強化と政策反映などを基本戦略として進めることとしています。

★ コ ラ ム ★

生物多様性条約 ～生き物に国境はない～

人類は、他の生き物と共存する中で、食料や医療、科学などを幅広く利用して暮らす一方、その暮らしによって生き物の生息・生育環境や生態系を脅かしています。人類が将来にわたって地球で暮らしていくためにも、生き物たちの環境を保全する国際的な取り組みが求められてきました。

このような背景のもと、平成4（1992）年5月に生物多様性条約が採択され、翌年の12月に発効されました。この条約は「(1)生物多様性の保全」、「(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、「(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を目的として、平成6（1994）年から概ね2年ごとに締約国会議（COP）が開催され、平成28（2016）年12月現在196の国と地域が締結しています。

なお、平成22（2010）年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」は、以下の20の個別目標を指します。

目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
 目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。
 目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。
 目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
 目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
 目標6：水産資源が持続的に漁獲される。
 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。
 目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。
 目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。
 目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。
 目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。
 目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。
 目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
 目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。
 目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
 目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。
 目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
 目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。

出典：「環境省」ホームページ

2. 富士見市の状況と課題

環境の保全と創造に向けた施策を展開していくためには、市の地域特性と環境状況を把握し、環境課題を抽出することが求められます。

(1) 地域特性

富士見市は、埼玉県の南東部に位置し、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地に大きく分かれ、その境の斜面からいくつもの湧き水が湧く、都市近郊でも貴重な湧き水が存在するまちです。

また、新河岸川をはじめ、荒川、柳瀬川などといった諸河川や水路などの水資源に恵まれ、古くは縄文時代の生活を今に伝える貝塚などの遺跡も数多く残り、近年の都市交通の進展とともに発展してきた都心近郊のベッドタウンです。



富士見市の地形

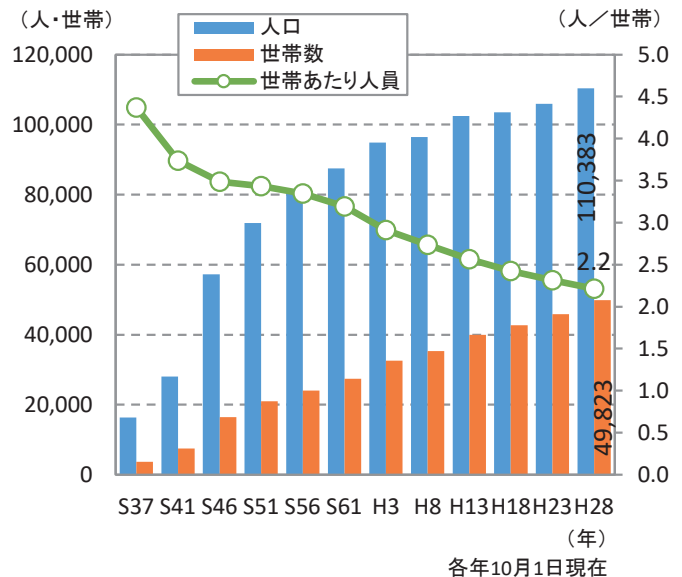
参照：地形分類図（国土交通省）を基に作成

(2) 社会的条件

1) 人口・世帯数の推移

人口及び世帯数は増加傾向を示していますが、世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、単身世帯や核家族の増加が考えられます。

また、「富士見市キラリと輝く創生総合戦略」（平成28年3月策定）では、平成37（2025）年頃をピークに人口は減少段階に入るものと見込んでいます。



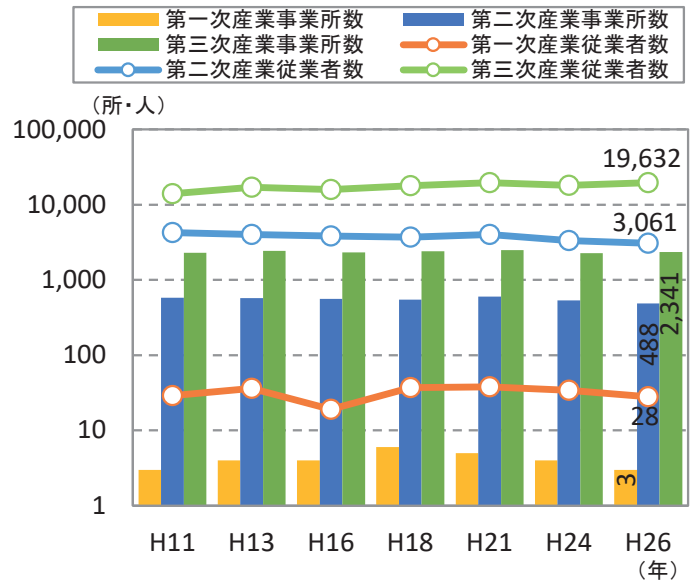
人口・世帯数の推移

出典：「統計ふじみ」

2) 産業構造の変化

農業を中心とした第1次産業と、鉱業・建設業と製造業の第2次産業の事業所数及び従業者数はともにわずかに減少傾向となっています。

平成27年4月の「ららぽーと富士見」の開業により、商業を含む第3次産業は従業者数の増加が見込まれるとともに、市外から訪れる交流人口の増加が期待されます。



産業構造の推移

出典：平成18年までは「事業所・企業統計調査」、平成21年以降は「経済センサス」(経済産業省)

3) 社会資本整備の推進

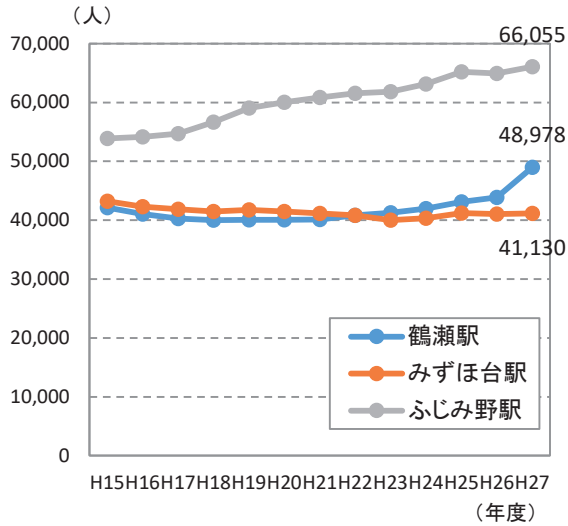
富士見市には「鶴瀬駅」、「みずほ台駅」、「ふじみ野駅」の3つの駅があり、みずほ台駅の1日平均乗降客数は減少傾向を示していますが、ふじみ野駅は増加傾向となっています。また、鶴瀬駅では、「ららぽーと富士見」の開業により平成27年の1日平均乗降客数が大きく伸びています。

市道は、舗装や歩道の整備を進めており、平成28年度において舗装率79.0%、歩道等設置率10.2%となっています。

公共下水道は、水質保全や周辺環境の改善などを目的として整備を進めており、平成28年度の普及率は98.2%、また、近年の水洗化率は95%から97%までの範囲内で推移しています。

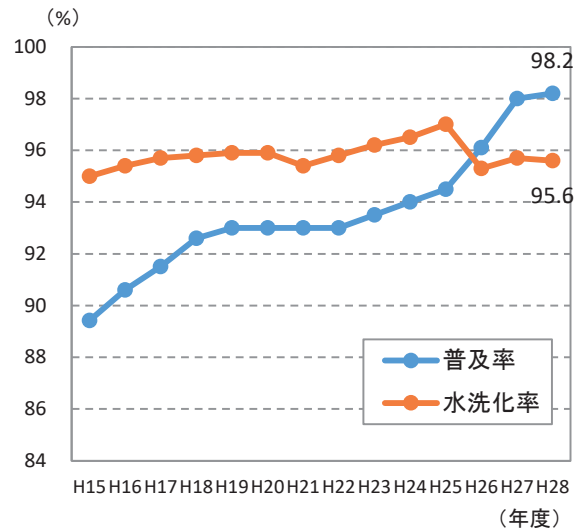
都市公園は、区画整理等による公園・緑地の整備を進めており、平成25年度と平成28年度を比較すると、街区公園で3箇所0.7ha、都市緑地で2箇所0.4haの増加となっています。その他緑地として、保存樹林や市民緑地の整備を進めており、保存樹林に関しては、平成26年度に制度を見直した結果、平成25年度と平成28年度を比較すると、14箇所4.0haの増加となっています。

第2章 富士見市を取り巻く現況と課題



市内駅の1日平均乗降者客数

出典:「埼玉県統計年鑑」(埼玉県)



公共下水道の普及状況

出典:「統計ふじみ」外

公園・緑地の状況

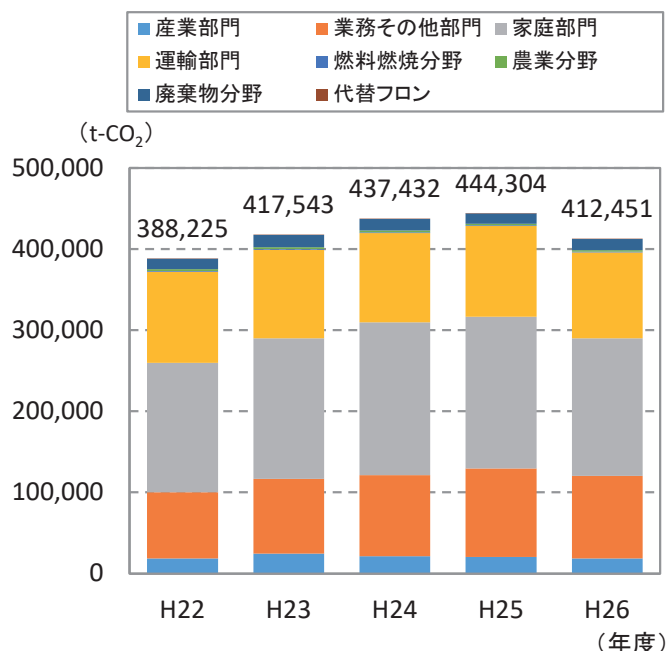
区分	平成25年度 (H25.12.31)		平成28年度 (H29.3.31)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
街区公園	27	5.3	30	6.0
近隣公園	4	5.0	4	5.0
歴史公園	2	5.8	2	5.8
都市緑地	14	18.0	16	18.4
地区公園	1	4.7	1	4.7
保存樹林	1	0.4	15	4.4
緑の散歩道	9	1.9	6	1.2
市民緑地	3	1.1	4	1.9

出典:「統計ふじみ」外

4) 温室効果ガス排出量

市域から排出される温室効果ガスを算定した結果、平成25年度をピークに増加し、平成26年度は減少しています。なお、基準年とした平成22年度からは6.2%増加しています。

排出量のほとんどを家庭部門、運輸部門（自動車）と業務その他部門の3部門が占めており、電気と自動車燃料の消費を抑えることが課題となっています。

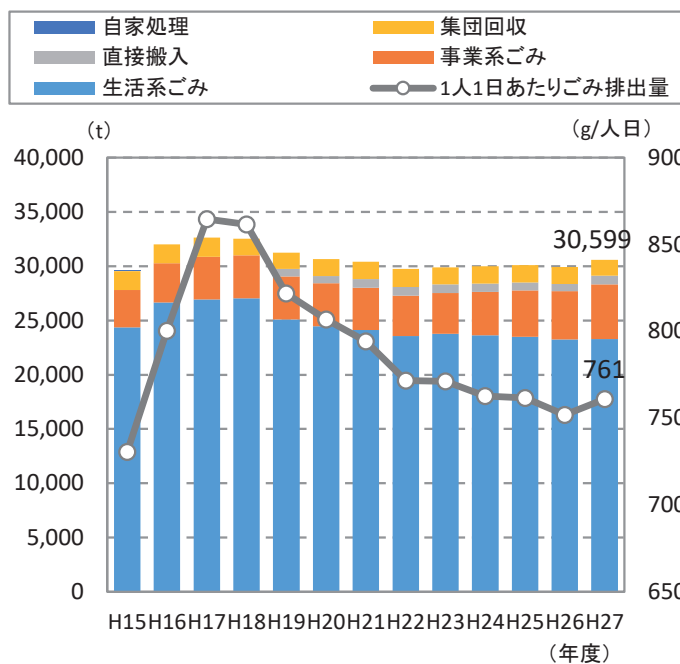


市域から排出される温室効果ガスの推移

5) ごみ排出量

近年、事業系可燃ごみの増加が見られますが、ごみ排出量は30,000t前後で推移しており、平成27年度における1人1日あたりのごみ排出量は約761gで、県内第3位、40市中第1位の少なさとなっています。

リサイクル率は、近年概ね25%から27%までの範囲内で推移しており、「東入間資源リサイクル協同組合」との協定による定期資源回収や町会等の集団資源回収を実施し、リサイクルの推進に努めています。



注: 平成18年度までの直接搬入量は生活系ごみ、または事業系ごみに含まれます

ごみ排出量の推移

出典: 「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

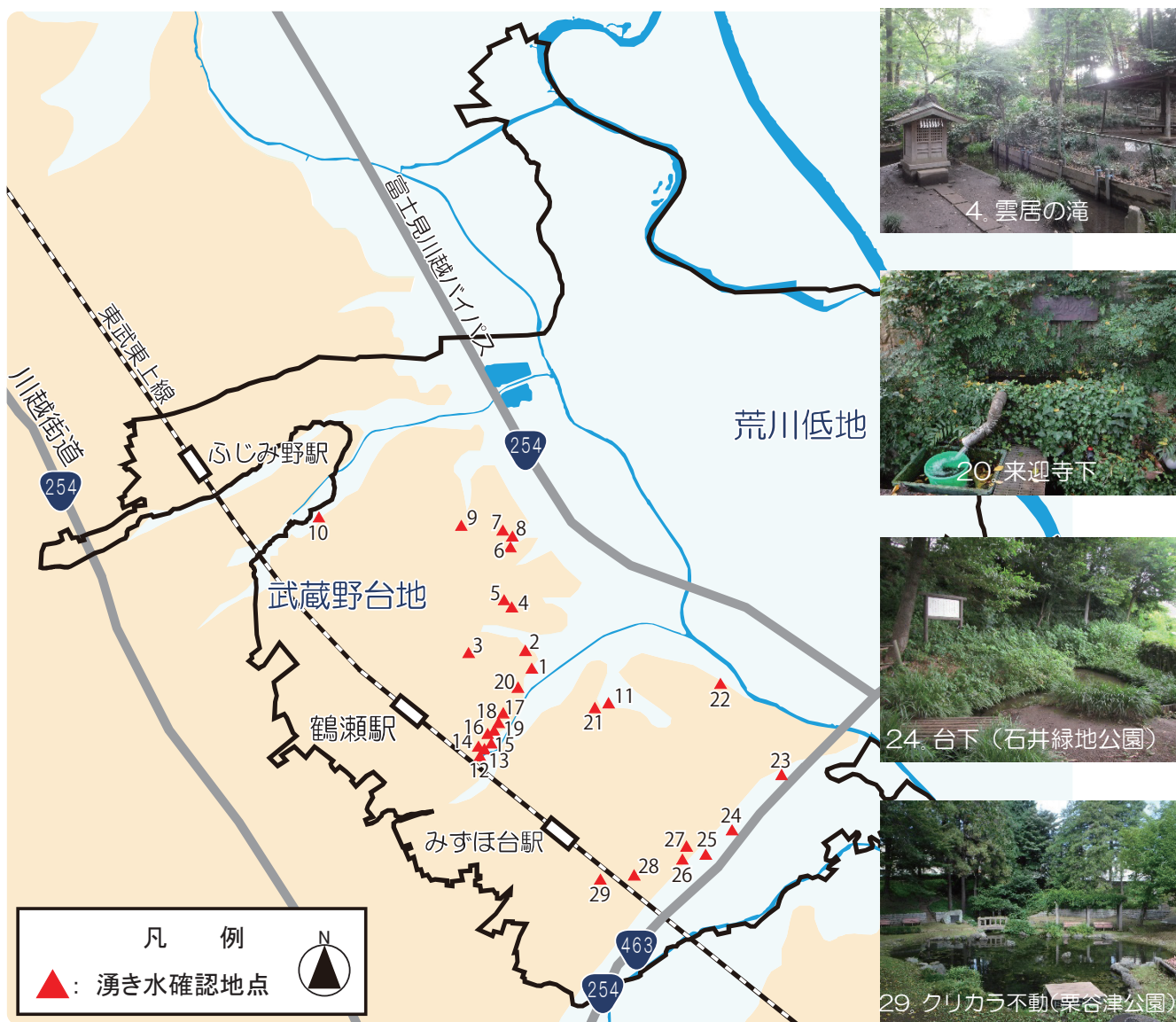
(3) 自然的条件

1) 湧き水

湧き水は、地域の生活や文化、生態系と深い関わりを持っており、身近な水源や生活の場として親しまれてきました。

平成29年度の調査では29箇所の湧き水が確認され、平成23年度と比較すると、3箇所の増加となっていますが、確認された湧き水の中には、宅地などの開発に伴い、本来斜面林^{※8)}から湧き出ている地下水が、埋設管を通して側溝等に流れ出ている箇所も散見されています。

近年、湧き水は生活用水や農業用水のほか、災害時における水の確保、環境学習の対象、観光資源など、その機能が見直され、湧き水の保全と復活の必要性が高まってきています。



平成29年度に確認された湧き水地点

※8) 斜面林：富士見市においては武蔵野台地と荒川低地とをつなぐ斜面に残る樹林をいいます。斜面林からは多くの湧き水が見られ、地域固有の自然が残されています。

平成 29 年度に確認された湧き水地点

No.	地点名	湧き水地点の概要					
		湧出量 (L/min)	水温 (℃)	水素イオン 濃度 (pH)	アクセス	親水性	動物の 生息環境
1	下の水車 (民地)	66	18.1	6.3	△	△	○
2	下鶴馬氷川神社	計測不可	19.7	5.8	○	×	○
3	谷津の森公園	計測不可	18.8	5.6	×	×	○
4	雲居の滝	198	18.4	5.7	○	△	○
5	諏訪氷川神社裏	96	18.5	5.7	○	○	○
6	民地	144	17.8	6.2	×	×	○
7	山室地藏堂	60	18.1	6.4	×	△	○
8	民地	16	18.1	6.5	×	×	○
9	民地	計測不可 ※湧水量豊富	18.0	6.0	×	×	○
10	関口不動堂下	18	19.2	6.0	○	×	×
11	西桜井	217	18.4	6.3	○	○	△
12	上の水車 (江川親水公園)	258	18.7	6.0	○	○	△
13	関戸坂下 (民地)	47	18.5	5.8	×	×	△
14	中の水車 (民地)	74	18.9	6.1	○	×	×
15	中の水車 (民地)	計測不可	21.0	6.2	×	×	△
16	民地	88	19.1	6.0	×	×	○
17	民地	0.5	19.2	6.2	×	×	×
18	中の水車 (こばと保育園)	150	20.3	6.2	○	○	△
19	中の水車	14	20.0	6.0	○	×	×
20	来迎寺下	66	18.3	6.0	○	○	△
21	上井戸	234	17.8	6.0	○	○	△
22	大應寺	計測不可	17.6	6.1	○	○	×
23	神明社	計測不可	21.7	6.2	○	×	×
24	台下 (石井緑地公園)	計測不可	17.5	6.0	○	○	○
25	民地	4	19.9	6.2	×	×	×
26	性蓮寺	156	20.7	5.9	○	○	△
27	おいど	366	17.8	5.9	○	○	○
28	別所水神	計測不可	20.8	5.6	○	○	○
29	クリカラ不動(栗谷津公園)	252	18.0	6.1	○	○	△

注：アクセス：湧き水地点への行きやすさで、○：可、△：可（制限あり）、×：不可を示しています。

親水性：水とのふれあいのしやすさで、○：可、△：可（制限あり）、×：不可を示しています。

動物の生息環境：湧き水地点とその周辺での小動物や昆虫類などの生息環境として、○：樹林に囲まれているなど良好な生息環境と推測できる、△：限られた動物の生息環境として適していると推測できる、×：人工構造物が多いなど生息環境として適していないを示しています。

第2章 富士見市を取り巻く現況と課題

2) 動植物

起伏に富んだ地形と、湧き水、河川等の水域の豊富な富士見市には、多くの生き物が生息・生育しています。

平成 23 年度の生物調査では 767 種類の動物と 412 種類の植物を確認しており、また、平成 28 年度に行った水生生物調査では 19 種類の魚類と 59 種類の底生動物を確認しています。この中には、メダカ、ウキゴリ、モクズガニなど、絶滅の危惧に瀕した種類も確認されており、引き続き保全に向けた対策が求められます。

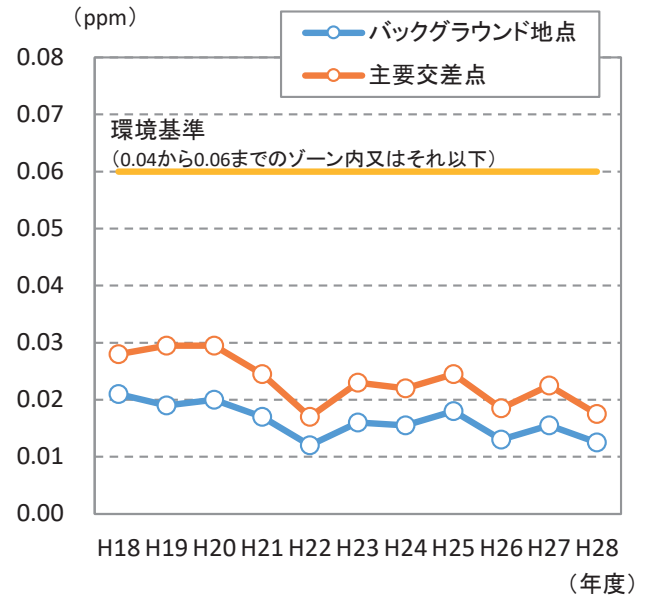


市内で確認された貴重な水生生物

3) 気象、大気質、水質

年間平均気温と年間降水量は、ともに変動を繰り返しながら概ね横ばい傾向となっていますが、気温の季節変動や集中豪雨の増加などが近年問題となっています。

大気質の状況把握として、毎年度定期的に二酸化窒素濃度^{※9)}を主要交差点とバックグラウンド地点で測定しており、参考値となりますが、数値としては環境基準を満足しています。また、経年変化を見ると、わずかながらに減少傾向であることから、ばい煙等公害規制の強化や次世代自動車の普及による効果と考えられます。



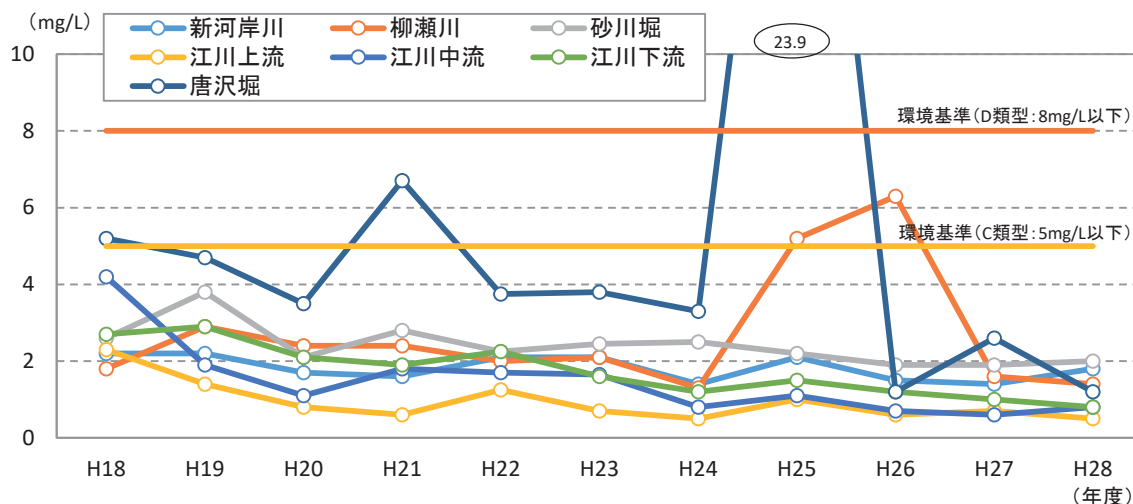
注：各年度8月及び12月のデータ平均値
大気中の二酸化窒素濃度の推移

出典：「統計ふじみ」外

※9) 二酸化窒素濃度：代表的な大気汚染物質の一つで、環境基準「1日平均値が0.04～0.06ppmの範囲内またはそれ以下であること」が設定されています。せきやタン、急性呼吸器疾患の発症が知られています。

河川の状況把握として、毎年度定期的に水質測定を実施し、水質汚濁の状況を確認しています。経年変化を見ると、BOD^{*10)}は変動を繰り返しながら低い値を継続し、DO^{*10)}は上昇傾向を示しています。これらは、水質が改善されつつあることを示しており、これまでの水質保全の取り組み成果と考えられます。

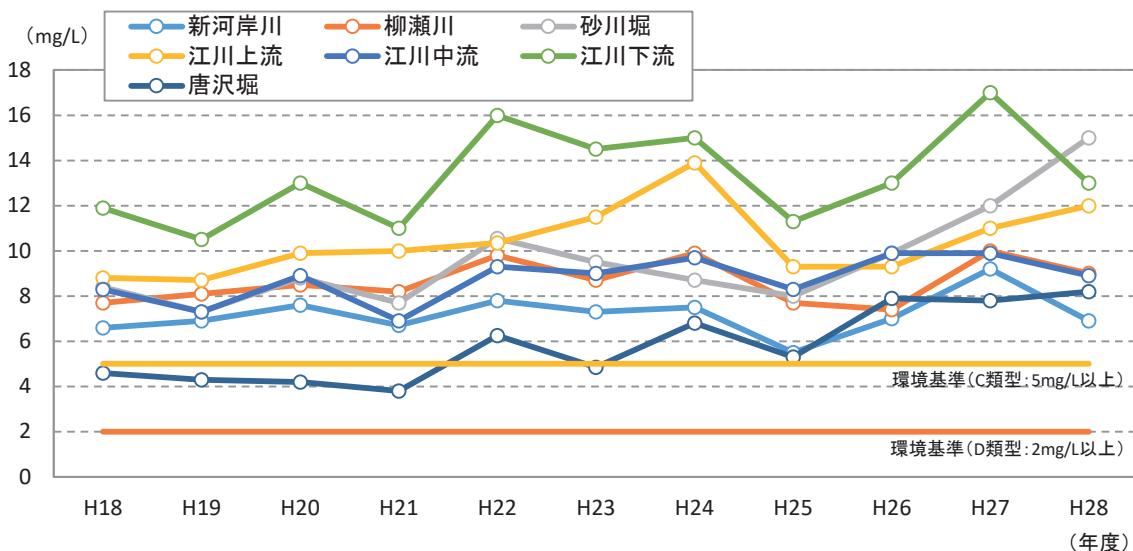
なお、類型指定されている新河岸川及び柳瀬川はともに環境基準を満足しています。



注1: 柳瀬川はC類型、新河岸川は平成23年度までD類型、平成24年度以降C類型
 注2: 平成25年度及び平成26年度の柳瀬川の環境基準超過並びに平成25年度の唐沢堀における原因調査結果は不明

河川水中のBOD (生物化学的酸素要求量) の推移

出典:「統計ふじみ」外



河川水中のDO (溶存酸素量) の推移

出典:「統計ふじみ」外

*10) BOD,DO: いずれも河川などの水が汚れている程度をあらわす目安となるもので、BODは水中の有機物を微生物が分解するときに消費する酸素の量、DOは水中に溶け込んでいる酸素の量で、環境基準の項目となっています。

4) 歴史・文化

富士見市には、水子貝塚公園（国指定史跡）及び難波田城公園の2つの歴史公園があり、当時の生活様式や市の歴史を垣間見ることができます。

また、富士見市民文化会館キラリ☆ふじみは、広く市民に開かれた文化芸術の拠点施設として様々な活動に利用されています。

★ コ ラ ム ★

水子貝塚公園 ～なぜ丘陵地に貝塚があるのか～

地球の長い歴史では、何度も海面が大きく上昇や下降する時期があったことが知られています。気候が寒冷化する氷期と温暖化する間氷期が約10万年の長い周期で繰り返され、大陸氷河の氷結・融解によって海面が上昇・下降する現象が起こっていたとされています。



日本では、縄文時代を含む約7,000年前気候の温暖化によって、現在に比べて海面が2～3m上昇し、日本列島の各地で海水が陸地の奥深くまで浸入した現象「縄文海進」が起きました。

富士見市も縄文海進には荒川低地が海となっていました。魚や貝などの海の幸を求めて集まった人びとが残した貝塚の一つが「水子貝塚」です。

気候の周期変動は、主として地球が受け取る太陽エネルギーの量（日射量）の変動に起因すると考えられていますが、近年の温暖化は人間の活動によるものが主因とされ、その気温上昇速度は周期変動よりも約10倍も速いとされています。

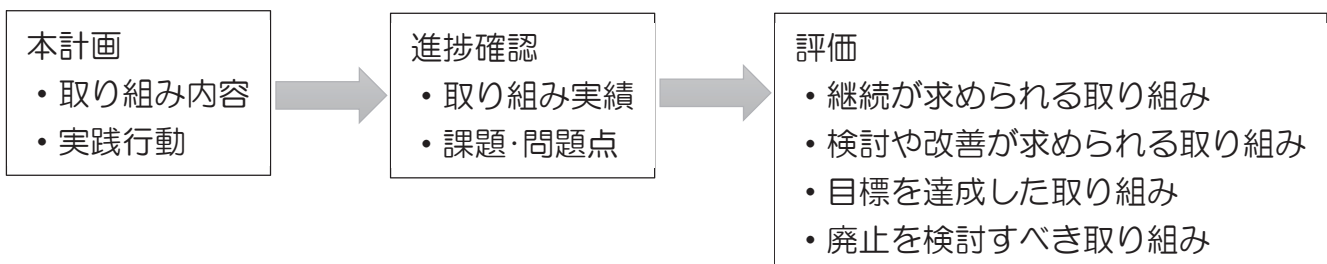
気温上昇速度を下げるのが、わたしたちの役割といえます。

(4) 課題の総括

本計画の中間見直しでは、富士見市の基本的な条件の状況を把握したほか、これまで取り組んできた事業の進捗状況を確認・評価し、今後に向けた課題の抽出を行い、以下のとおり整理しました。

1) 本計画の進捗状況の確認

本計画の推進状況について、関係課から取り組み実績を確認するとともに、課題・問題点を明らかにし、今後の施策に向けた評価を行いました。



基本目標①：自然と共生するまちなちを目指します【良好で持続可能な環境の社会構築】

基本方針	施策方針	実践行動	主な取組実績	課題・問題点	環境審議会評価結果	
生き物を守り育てよう	緑の保全	地域の特性に応じた緑の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・山林の公有化（緑の散歩道：ハケ上西・東、関沢（一部）） ・緑地保全基金の積立 ・公園の整備（上沢・南むさしの・なしくほ） ・小中学校における落ち葉の堆肥化 ・指定保存樹木数：82本（H28末） ・指定保存樹林面積：44,893㎡（H28末） 	<p>山林所有者の事情等もあり、計画的な緑地の確保が難しい状況である。</p> <p>公園の整備に当たって、高木や落ち葉を望まない意見が増加傾向にある。</p> <p>地域住民による花壇管理が参加者の高齢化などにより年々減少しており、事業のあり方を検討する必要があると考えている。</p> <p>枯損木となり、やむを得ず、所有者による伐採が増えている。</p>	<p>市の保存樹林等に対する補助のほか、国・県の補助制度等の活用を啓発し、緑を確保していくことが望ましい。</p> <p>落ち葉のリサイクルを進めるため、活用方法・周知方法を検討することが望ましい。</p> <p>枯損木対策については、他自治体の取組を参考に検討することが望ましい。</p>	
		自然環境調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水質調査の実施・公表（新河岸川・柳瀬川・砂川堀・富士見江川） ・市民団体による自然環境保全事業への支援（諏訪の森・石井緑地公園） ・公民館・資料館における自然観察会・体験学習の実施（川の探検隊・いかだラリー等） ・富士見ふるさと祭りエコ広場のブース提供 	<p>—</p>	<p>継続的な実施が望ましい。</p>	
		生態系の保全	自然環境保全の啓発（自然観察会等）	<ul style="list-style-type: none"> ・市HPによる啓発（アライグマ・セアカカケグモ） ・指定保存樹林面積：44,893㎡（H28末）【再掲】 ・河川敷の維持管理 	<p>自然観察会や体験学習を実施するための人材（ガイド等）を確保することが難しい状況である。</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>市内関係課・関係団体と連携し、自然環境保全事業の啓発及び事業拡充に向けた検討が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p>
水辺環境の保全と活用	水辺環境の保全と活用	外来種対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別栽培農産物認証：水稲（13件・759a（H28末）） ・エコファーマー認定者：11人 ・緑肥用菜の花の種支給 ・くすまの支給 	<p>特別栽培農産物、エコファーマーとも実施者が少ないため、さらなる制度の周知が必要と考えている。</p> <p>菜の花を緑肥にすることで環境負荷の低減が図られているが、一方で農地への無断立ち入りが増加しつつある。</p> <p>申込の集計、実際の受取から希望農家への配布等、農家組合長個人の負担が多いため、配布方法等の検討が必要と考えている。</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>光害等の農業公害が発生しないよう、対策方法に関する情報収集や研究を行うことが望ましい。</p> <p>販売店の拡充に向けた検討・調整を行い、取り組みを継続することが望ましい。</p>	
		生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・無添加ふしみ育ち・縄文海進の普及啓発 ・市内小中学校給食への地元農作物の利用 ・農業マップによる啓発 ・食材等に係る放射性物質含有検査の実施・公表 	<p>今後も高齢化、後継者不足などによる遊休農地の発生が懸念されているため、法人を含めた担い手不足解消に向けた取組が必要と考えている。</p> <p>市内産農産物をさらに活用するため、縮食メニューの充実に向けた検討が必要と考えている。</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p>	
		環境配慮型農業の推進	優良農業に関する農制度の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物（アライグマ）の防除対策の実施 ・江川親水公園、栗谷津公園等の維持管理 	<p>—</p> <p>—</p>	<p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>整備に当たっては、大きく安全優先型と維持型に区分して行うことが望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p>
		有雪鳥獣対策の促進	有雪鳥獣対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・食料等に係る放射性物質に関する情報の公開 ・農業関係団体等と連携した鳥獣害対策の推進 ・生物多様性に配慮した公共用水域・湧き水の整備 ・公共施設への雨水浸透施設・雨水利用設備の導入 	<p>—</p> <p>—</p>	<p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p>
		水辺環境の保全と活用	水辺環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間照明の検討 ・商店への働きかけ ・遊休農地等に対する有効利用の検討 ・学校・病院への働きかけ ・農業マップ作成 ・食料等に係る放射性物質に関する情報の公開 ・農業関係団体等と連携した鳥獣害対策の推進 ・生物多様性に配慮した公共用水域・湧き水の整備 ・公共施設への雨水浸透施設・雨水利用設備の導入 	<p>—</p> <p>—</p>	<p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p> <p>継続的な実施が望ましい。</p>

第2章 富士見市を取り巻く現況と課題

水を大切にしよう	湧き水の保全と啓発	湧き水保全・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 湧き水マップによる啓発 江川親水公園、栗谷津公園等の維持管理【再掲】 	湧き水に関しては、指定文化財の指定範囲が困難であるため、市指定の湧き水はなく、開発業者等への指導が難しい状況である。	文化財の側面からアプローチできる啓発方法を検討することが望ましい。
	生活排水処理対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置啓発 公共用水域・湧き水の水質調査 公共用水域の水質調査 公共用水域の水質状況に関する情報公開 	<ul style="list-style-type: none"> 市HP・広報による浄化槽適正管理の啓発 河川水質調査の実施・公表（新河岸川・柳瀬川・砂川堀・富士見五川） 	平成12年の浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽が原則禁止のため、その転換（合併処理浄化槽又は公共下水道接続）に向けた検討が必要とされている。	継続的な実施が望ましい。

基本目標②：快適な生活を送れるまをを目指します【快適で安全安心な生活環境の社会構築】

基本方針	施策方針	実践行動	主な取組実績	課題・問題点	環境審議会評価結果
快適な生活空間を創ろう	公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の美化活動の支援 利用者に配慮した公園・緑地の整備 防災対策に関する情報提供・啓発 地域防災計画の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 市民ボランティアによる花植え事業等への支援 公園、市民緑地等へ附属設備の整備（ベンチ・休憩スペース・トイレ） 防災訓練の実施 出前講座等の実施 土砂災害ハザードマップの作成・公表 指定保存樹林面積：44,893㎡（H28末）【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 事業参加者の高齢化に伴う後継者の育成方法の検討が必要とされている。 公園等の附属設備に関する要望の多様化に伴い、調整・対応が難しい状況である。 自主防災組織率・防災訓練参加率の向上に向けた検討が必要とされている。 水害対策の充実に向けた検討が必要とされている。 土砂災害ハザードマップの周知方法についてさらなる検討が必要とされている。 また、保存樹林に対する適正な管理方法の検討が必要とされている。【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な実施が望ましい。 継続的な実施が望ましい。 継続的な実施が望ましい。 災害廃棄物対策についても検討することが望ましい。
	景勝地・文化財の保全	<ul style="list-style-type: none"> 景勝地の保全、歴史・文化資源の積極的な保護 公共施設整備時の環境・景観への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 指定保存樹木数：82本（H28末）【再掲】 指定保存樹林面積：44,893㎡（H28末）【再掲】 開発者に対する緑化指導 寺社内の指定文化財管理 街路樹の維持管理 富士見市をきれいにする条例街頭キャンペーンの実施 違法屋外広告物・放置自転車等の撤去処分 不法投棄防止啓発看板の設置・提供 不法投棄ハットロールの実施 町会、自治会等によるクリーン作戦実施への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 枯損木となり、やむを得ず、所有者による伐採が増えている。【再掲】 また、市の指定文化財に指定されているもの以外の開発業者等への指導は難しい状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な実施が望ましい。
	きれいなまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域に適した街路樹の選定 富士見クリーンアップ運動の推進 不法投棄ハットロールの強化 不法投棄がされない環境づくりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 公害等相談への対応 公害等相談に対する迅速な対応及び情報提供 広域的な公害発生時の連携（県・近隣自治体） 公共下水道整備区域の推進、区域外の合併処理浄化槽による適正な処理啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 生活様式の多様化に伴い、相談内容が複雑化しているため、調整・対応が難しい状況である。 迅速な対応が求められるため、夜間、休日等の市内連携体制の整備が必要とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内連携体制の検討が望ましい。 継続的な実施が望ましい。 継続的な実施が望ましい。 継続的な実施が望ましい。 継続的な実施が望ましい。 継続的な実施が望ましい。 継続的な実施が望ましい。
	身近な生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質に対する正しい知識の普及及び情報提供 フロンガス・アスベスト対策の継続実施 公共施設のシックハウス対策 	<ul style="list-style-type: none"> 市HP、窓ロチラシ等による啓発（有害化学物質・アスベスト飛散防止対策・フロン回収義務） アスベスト市内対策委員会の開催 公共施設新築・改修時の室内環境測定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> アスベストを使用した建築物の解体ピークが2020年から2040年になると予想されており、解体作業時の飛散防止対策マニュアルに基づく作業の徹底とリスクコミュニケーションガイドラインに基づく周知住民等に対する対応の周知が必要とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な実施が望ましい。 継続的な実施が望ましい。 継続的な実施が望ましい。

健全な生活を送ろう	安全・安心なまちづくりの推進	交通マナーの啓発及び交通弱者に配慮した整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動街頭キャンペーンの実施 交通安全教室の開催 自転車歩行者道表示（鶴瀬駅西通線） 自転車駐車場の適正な管理 障がい者支援計画の推進 空間放射線量測定・公表 	—	継続的な実施が望ましい。	
		自転車歩行者道・自転車専用通行帯・自転車駐車場の整備			自転車歩行者道幅員(3～4m)の歩道確保が必要となるが、用地の確保が難しい。また、自転車駐車場に適切な用地の確保が難しい状況であるとともに、民間事業者との共存のあり方や活用方法の検討が必要と考えている。	継続的な実施が望ましい。
		公共施設における高齢者や障がい者に配慮した設備の設置			既存施設への対応が多くなることから、費用面を含めた改修計画の立案・調整が必要と考えている。	継続的な実施が望ましい。
		空間放射線量対応方針に基づく測定の実施等			—	継続的な実施が望ましい。

基本目標③：まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します【低炭素社会・循環型社会の構築】

基本方針	施策方針	実践行動	主な取組実績	課題・問題点	環境審議会評価結果
資源を大切にしよう	省エネルギーの推進	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進（省エネ・省資源の推進等） 低燃費・低公害型公用車の導入推進 エコライフDAY（夏・冬）の実施 地球温暖化防止街頭キャンペーンの実施 市HP、広報による太陽光発電システム設置奨励制度の周知 	気象状況の変化、既存施設の老朽化、施設の新設等により、温室効果ガス排出量が大きく変動するため、単純な基準年比の比較が難しい状況である。事業者向けの省エネと再生可能エネルギーについて、利用を促進するための啓発方法の検討が必要と考えている。	事務事業に基づく算定であるため、毎年数値のばらつきが生ずることややむを得ないが、削減に向けた取り組みをどれだけ実践できたかを評価・検証することが望ましい。
		雨水・再生水の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 市内関係課による雨水・再生水に有効活用に関する情報の共有 太陽光発電システム設置奨励金の交付（住宅用） 	—	庁内連携体制の検討が望ましい。
		再生可能エネルギーの導入支援	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入支援 	—	継続的な実施が望ましい。
		地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設（学校を含む。）における壁面緑化の実施 	—	継続的な実施が望ましい。
緑を増やそう	壁面・屋上緑化の推進	公共施設の屋上緑化	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設（学校を含む。）における壁面緑化の実施 	壁面緑化の定着を重点事項としていたため、公共施設に対する屋上緑化の設置の有無を含めた検討ができていない。	庁内連携体制を構築し、県の助成制度の活用を含め、実施方法を検討することが望ましい。
		民有地の樹木保存啓発	<ul style="list-style-type: none"> 指定保存樹木・指定保存樹林に対する啓発用プレートの設置 公園の整備（上沢・南むさしの・なしくぼ）【再掲】 	—	継続的な実施が望ましい。
こみを減らそう	4Rの推進	一般廃棄物処理基本計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画の推進 保存缶ごみの出し方による分別方法等の啓発 市HP、広報、富士見ふるさと祭り、キャンペーン等による啓発 多量排出事業者の認定による事業系一般廃棄物の減量化・資源化の推進 保存缶ごみの出し方による分別方法等の啓発【再掲】 市HP、広報、富士見ふるさと祭り、キャンペーン等による啓発【再掲】 	費用面を含めた整備計画の立案・調整が必要と考えている。	継続的な実施が望ましい。
		4Rの啓発	—	—	継続的な実施が望ましい。
		生ごみの水切り・堆肥化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの分け方・出し方の周知方法 	—	—
緑を増やそう	エコライフの推進	エコライフの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進 	市内においてグリーン購入等を推進するためには、費用の増額が見込まれることが課題と考えている。	市の実践行動としては、啓発事業が主な取り組みとなるため、実行計画は、市民・事業者に向けた優先行動計画として位置づけ、取組内容の結果報告方法を検討することが望ましい。

第2章 富士見市を取り巻く現況と課題

環境にやさしいまちづくりを進めよう	環境配慮型自動車・運転の推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進 低公害型・低燃費型の導入(自動車・機械)	・低燃費・低公害型公用車の導入推進【再掲】 ・点字ブロックの設置・維持管理 ・市HP、窓口チラシ等による市内バス路線情報の提供	—	継続的な実施が望ましい。 次世代自動車の導入についても検討することが望ましい。
	スマートムーブの推進	交通障害緩和・環境配慮のための道路整備 バスの運行体制・情報提供の検討	・新規路線の开通には多額の運行経費が必要となるため、費用対効果を含め、その必要性を慎重に検討する必要があると考えている。	—	継続的な実施が望ましい。

基本目標④：みんなで学び、行動するまちを目指します【協働社会の構築】

基本方針	施策方針	実践行動	主な取組実績	課題・問題点	環境審議会評価結果
みんなで力を合わせて行動しよう	環境保全活動の活性化	環境保全活動の拡充	・町会、自治会等によるクリーン作戦実施への支援【再掲】 ・町会、自治会等によるクリーン作戦実施への支援【再掲】 ・市民団体による自然環境保全事業への支援(諏訪の森・石井緑地公園)【再掲】 ・環境施策推進市民会議の支援	—	継続的な実施が望ましい。
	市民・事業者参加の普及・啓発	環境保全活動団体等への支援	・市民団体による自然環境保全事業への支援(諏訪の森・石井緑地公園)【再掲】 ・環境施策推進市民会議への支援	—	庁内関係課・関係団体と連携し、自然環境保全事業の啓発及び事業拡充に向けた検討が望ましい。【再掲】
環境について学ぼう・話し合おう	地域連携の推進と情報交換	国・県・近隣自治体との連携強化・情報交換 環境講座・イベントの開催支援	・市HP、広報、窓口チラシ等による情報提供 ・出前講座・環境講座の開催等 ・小学校における環境学習支援	—	継続的な実施が望ましい。
	環境教育の場の整備	環境リーダーの育成	・市民・事業者参加の普及・啓発 ・環境講座・環境講座の開催等 ・小学校における環境学習支援	—	継続的な実施が望ましい。
みんなが計画を執行し、評価しよう	環境教育の場の整備	自然観察会・体験学習の実施検討 市民参加型の環境調査の開催支援 学校での環境教育の推進 ふるさと祭りでの環境教育の充実 環境に関する図書館資料の充実	・公民館・資料館における自然観察会・体験学習の実施(川の探検隊・いかだラリー等)【再掲】 ・小学校における環境学習支援【再掲】 ・環境問題啓発ポスターの募集 ・富士見ふるさと祭りエゴ広場における啓発	自然観察会や体験学習を実施するための人材(ガイド等)を確保することが難しい状況である。【再掲】 市民参加型環境調査を実施するための手法の検討ができていない。	自然観察会などで確認された生き物やバックステートによる河川水質の簡易測定結果を取り組みの一環として、様々な手法を検討することが望ましい。
	具体的な目標の設定	年次報告書の作成・公表 環境指標と数値目標の検討	・富士見市の環境(年次報告書)の公表	—	継続的な実施が望ましい。
みんなが計画を執行し、評価しよう	市民・事業者・行政連携の推進	市民・事業者の意見を施策運営に反映 意識調査の結果を計画の取組に反映	・環境審議会・環境施策推進市民会議の開催	—	継続的な実施が望ましい。
	みんなが計画を執行し、評価しよう	環境指標と数値目標の検討	・環境審議会・環境施策推進市民会議の開催	計画策定後の実行(DO)部分に関するPDCAサイクルの情報共有が図られていないため、計画外の数値目標の設定が困難な状況である。	実行における管理主体をどのようにするか検討することが望ましい。

2) 課題の整理

富士見市の基本的条件や本計画の進捗状況、関係課による課題・問題点などを踏まえ、環境施策を展開していくための課題を以下のとおり整理しました。

区分	課題
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ▼温室効果ガスの削減目標に向けた取組の推進 ▼再生可能エネルギーの活用・推進 ▼資源の活用 ▼スマートムーブの推進 ▼エコライフの推進 ▼適応策の検討
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ▼保存樹林・保存樹木の保全 ▼湧き水の保全と活用 ▼地域の生態系の保全 ▼地域を特徴付ける里地里山の保全 ▼人と環境にやさしい農業の推進 ▼水辺環境の保全と創出
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ▼社会資本整備の充実 ▼リサイクル率の向上 ▼多様化する生活環境に対する柔軟な対応 ▼有害化学物質に関する情報共有
環境に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ▼地球温暖化防止活動の活性化 ▼自然環境保全の啓発促進 ▼各主体連携の拡大

第3章 計画の目標

1. 基本理念

計画の基本理念は、「富士見市環境基本条例」第3条に掲げられている基本理念とします。

《 基本理念 》

1. 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

2. 望ましい環境像

富士見市は武蔵野台地と荒川低地が出会い、その境界の斜面林にはいくつもの湧き水が存在する都市近郊では貴重な湧き水が存在するまちです。その湧き水や縦横に流れる河川から水の恩恵を受け、豊かな里を形成してきました。

本計画では、富士見市環境基本計画（平成15年策定）に引き続き、富士見市の望ましい環境像を『いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見』と定め、湧き水を保全し、自然豊かな里と都市形成の調和を図りながら、将来にわたって持続的に発展する社会を目指します。

望ましい環境像

いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見

3. 基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標を定めます。

《 基本目標 》

1. まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します。 【低炭素社会・循環型社会の構築】
2. 自然と共生するまちを目指します。 【良好で持続可能な環境の社会構築】
3. 快適な生活を送れるまちを目指します。 【快適で安全安心な生活環境の社会構築】
4. みんなで学び、行動するまちを目指します。 【協働社会の構築】



4. 施策の体系

望ましい環境像『いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見』

1. まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します

(1) 資源を大切にしよう

- ①省エネルギーの推進
- ②再生可能エネルギーの活用
- ③資源の活用

(2) 温室効果ガス吸収源対策に取り組もう

- ①社寺林・斜面林・緑地の保全
- ②緑化の推進

(3) ごみを減らそう

- ①4Rの推進
- ②生ごみの水切り・堆肥化の推進
- ③エコライフの推進

(4) スマートムーブに取り組もう

- ①スマートムーブの実践に向けた整備
- ②環境配慮型自動車・運転の推進
- ③スマートムーブの推進

2. 自然と共生するまちを目指します

(5) 生き物を守り育てよう

- ①みどりの保全
- ②生態系の保全
- ③外来種対策の推進

(6) 里地里山を守り育てよう

- ①生物多様性の保全
- ②湧き水の保全と啓発
- ③景勝地・文化財の保全
- ④環境配慮型農業の推進
- ⑤地産地消の推進
- ⑥有害鳥獣対策の促進

(7) 水環境を大切にしよう

- ①水辺環境の保全と活用
- ②生活排水処理対策の推進

3. 快適な生活を送れるまちを目指します

(8) 快適な生活空間を創ろう

- ①公園・緑地等の整備
- ②きれいなまちづくりの推進
- ③不法投棄対策の強化

(9) 健全な生活を送ろう

- ①身近な生活環境の保全
- ②有害化学物質対策の促進

4. みんなで学び、行動するまちを目指します

(10) みんなで力を合わせて行動しよう

- ①地球温暖化防止活動の活性化
- ②環境保全活動の活性化
- ③地域連携の推進と情報交換

(11) 環境について学ぼう・話し合おう

- ①環境リーダー育成の整備
- ②環境教育の場の整備

(12) みんなで計画を実行し、評価しよう

- ①具体的な目標の設定
- ②市民・事業者・行政連携の推進

第4章 施策の展開

基本目標1：まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します

地球規模で問題となっている温暖化は、わたしたちの日常生活から排出される温室効果ガスが原因とされています。わたしたち一人ひとりが、地球温暖化に対して深い関心を持ち、正しく理解し、その防止に向けて取り組むことが大切です。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、富士見市において区域施策編の策定は努力義務とされていますが、引き続き本計画の地球温暖化対策分野の実行計画として、温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、施策に取り組んでいきます。

1. 温室効果ガスの種類

平成27年4月、新たに「三フッ化窒素」が追加施行され、温室効果ガスの種類は下表の7種類となっています。

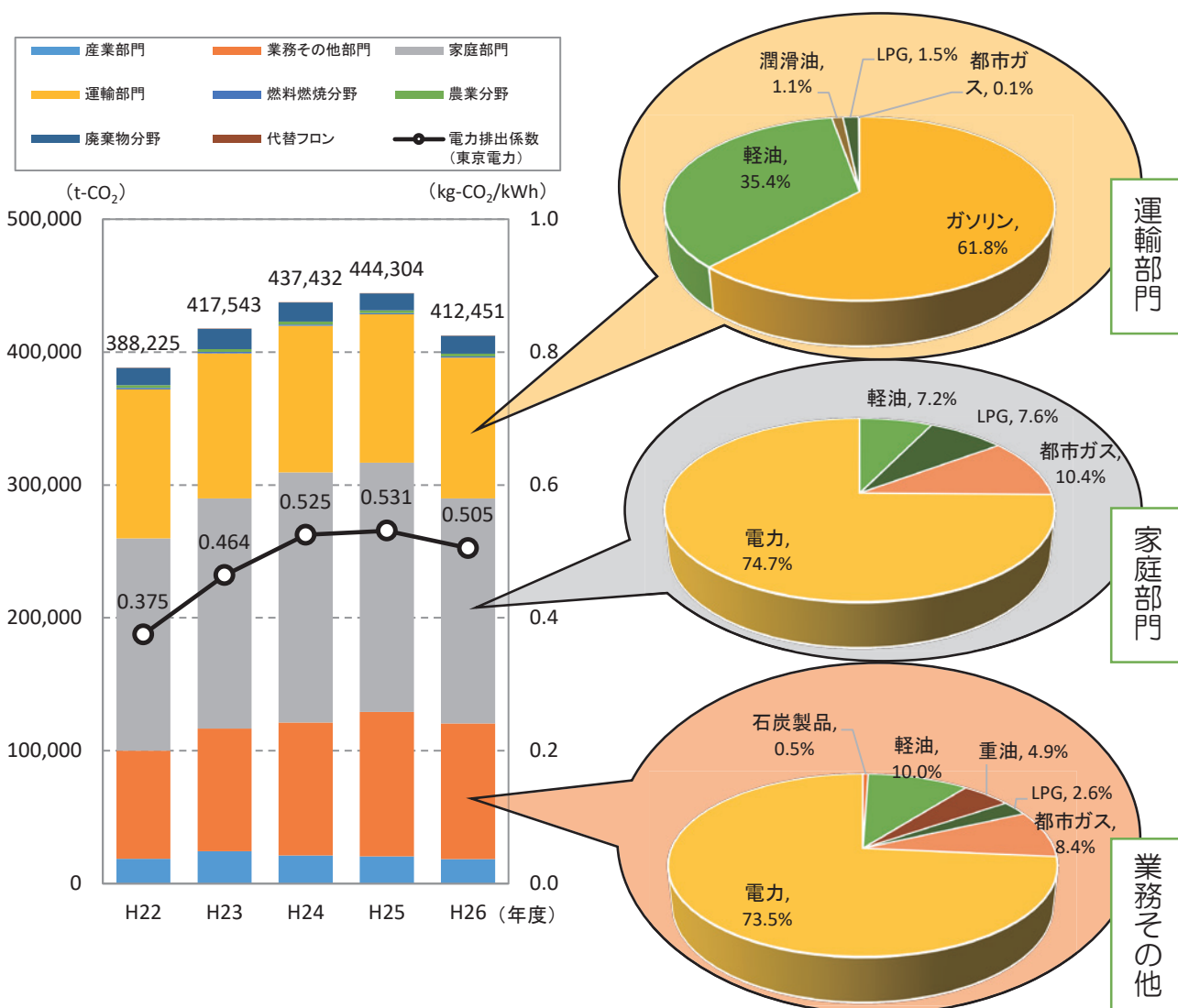
温室効果ガスの種類

温室効果ガス		地球温暖化係数 (GWP)	用途、発生源
二酸化炭素 (CO ₂)		1	化石燃料の燃焼など
メタン (CH ₄)		25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立など
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	燃料の燃焼、工業プロセスなど
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	12~14,800	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390 ~17,340	半導体の製造プロセスなど
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気の絶縁体など
	三フッ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体や液晶基盤の洗浄など

2. 推計値と分析結果

富士見市から排出される温室効果ガス排出量の算定結果は、第2章「富士見市を取り巻く現況と課題」で示したとおり、平成25年度をピークに増加し、平成26年度は減少しています。これは、東日本大震災以降の原子力発電の長期停止による火力発電の発電割合の増加に伴う電力排出係数の変動が大きな要因と考えられます。

なお、富士見市においては、家庭部門からの排出が全排出量の約4割を占め、次いで運輸部門（自動車）、業務その他部門となっています。大きな排出割合を占める3部門の内訳を見ると、家庭部門と業務その他部門では電力が70%以上を占め、運輸部門（自動車）ではガソリンと軽油で90%以上を占めています。



注：主要排出3部門の内訳は、国の総合エネルギー統計及び埼玉県エネルギー消費統計のエネルギー消費量を基に二酸化炭素排出量を算定した推計値の構成比

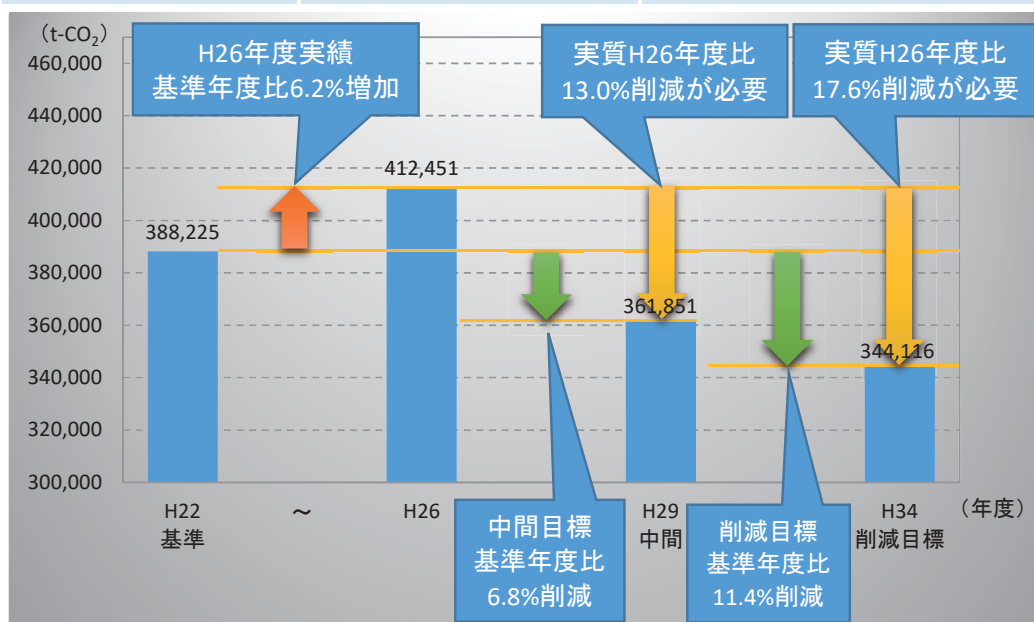
市域から排出される温室効果ガスの推移（再掲）と主要排出部門の内訳

3. 目標値

平成 26 年度の温室効果ガス排出量が平成 22 年度の基準年度比で 6.2%増加となっており、平成 34 年度の削減目標を達成することは難しい状況となっておりますが、国（平成 42（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で 26%削減）及び県（平成 32（2020）年度までに平成 17（2005）年度比で需要側 21%削減）の中長期目標を踏まえ、平成 34 年度の削減目標（基準年度比 11.4%、平成 26 年度比 17.6%削減）は、これまでに達成することのできなかつた削減量を含め、継続することとします。

温室効果ガス削減目標

年度		温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
実績値	平成 22(基準年度)	388,225	—
	平成 23	417,543	前年度比 7.6%増
	平成 24	437,432	前年度比 4.8%増
	平成 25	444,304	前年度比 1.6%増
	平成 26	412,451	前年度比 7.2%減
目標値	平成 29(中間年度)	361,851	基準年度比 6.8%減 (平成 26 年度比 13.0%減)
	平成 30～平成 34	前年度比 1%（累計 4.6%）の削減	
	平成 34(削減目標)	344,116	基準年度比 11.4%減 (平成 26 年度比 17.6%減)



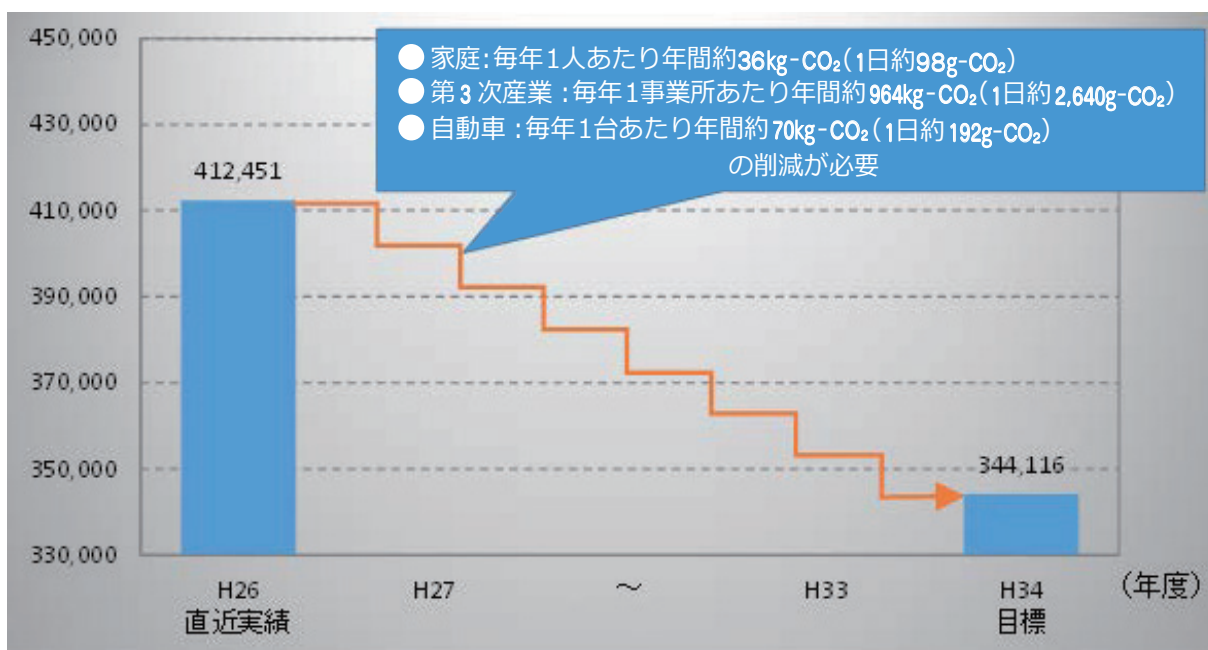
注：温室効果ガスの推計にあたって、マニュアルが平成 29 年 3 月改定されたため、基準年度を含め、温室効果ガス排出量を再算定しています。

4. 削減目標達成に向けた取り組み

「2. 推計値と分析結果」で示したとおり、主要排出 3 部門で高い排出割合を占める電力とガソリン・軽油を削減することが特に重要であり、削減目標を達成するためには、市民・事業者・行政各主体の実践と協働の取り組みの積み重ねが大切です。

平成 34 年度において、将来人口を 107,000 人、第 3 次産業の事業所及び自動車台数を平成 26 年度実績値と同値と仮定した場合、削減目標を達成するためには、平成 26 年度実績値ベースで、家庭部門では毎年 1 人あたり年間約 36kg-CO₂ (1 人 1 日あたり約 98g-CO₂)、業務その他部門では毎年 1 事業所あたり年間約 964kg-CO₂ (1 事業所あたり 1 日約 2,640g-CO₂)、自動車は毎年 1 台あたり年間約 70kg-CO₂ (1 台あたり 1 日約 192g-CO₂) の削減を積み上げる必要があります。

取り組み内容は、施策の展開として以下に掲載するとともに、温室効果ガス排出量の低減に向けた「緩和策」と、進行する温暖化の影響に対応する「適応策」を掲げます。



主要排出 3 部門の削減目標

注：緩和策と適応策の例

【緩和策】	【適応策】
<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー対策 再生可能エネルギーの普及拡大 CO₂ の吸収源対策 CO₂ の回収・貯蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 渇水対策 熱中症予防、感染症対策 農作物の高温障害対策 生態系の保全

★ コ ラ ム ★

省エネ・省資源 ～大切なのは取り組みの積み重ね～

市内から排出される温室効果ガスの大部分は、家庭と事務所等の電気使用と自動車の燃料消費によるものです。節電や省エネルギー機器への切り替えに努めること、また、エコな運転や自動車使用を控えることで、温室効果ガスの排出抑制につながるとともに、経費の節約にも寄与します。

全国地球温暖化防止活動推進センターが紹介している取り組みを以下に例示します。

お風呂/トイレで



- シャワーの利用時間を1日1分短くする **74g**
- 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす **7g**
- 入浴は間隔をあげずに行う **86g**
- 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める **15g**

※数字は1人1日あたりのCO₂削減量
 出典：チーム・マイナス6%（環境省）HP
 めざせ！1人1日1kgCO₂削減「私のチャレンジ宣言」より

キッチンで

- 炊飯器の保温をやめる **37g**
- ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する **5g**
- 冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない **18g**
- 冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する **19g**



※数字は1人1日あたりのCO₂削減量
 出典：チーム・マイナス6%（環境省）HP
 めざせ！1人1日1kgCO₂削減「私のチャレンジ宣言」より

リビングで

- テレビを見ないときは消す **13g**
- 1日1時間パソコンの利用を減らす（デスクトップ型パソコン） **13g**
- 主電源をこまめに切って待機電力を節約 **65g**
- 夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする。 **83g**
- 冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする。 **96g**



※数字は1人1日あたりのCO₂削減量
 出典：チーム・マイナス6%（環境省）HP
 めざせ！1人1日1kgCO₂削減「私のチャレンジ宣言」より

<例えばこれだけ省エネ・家計の節約が出来ます>

<p>ふんわりアクセル「eスタート」で</p> <p>ガソリン1年間で84ℓ節約</p> <p>CO₂削減量は年間193kg</p> <p>ガソリン代9,324円の節約</p>	<p>10分間のアイドリングをやめると</p> <p>ガソリン1年間で47ℓ節約</p> <p>CO₂削減量は年間108kg</p> <p>ガソリン代5,217円の節約</p>
<p>タイヤの空気圧不足（-0.5kg/cm²）を適正に調節すると</p> <p>ガソリン1年間で23ℓ節約</p> <p>CO₂削減量は年間53kg</p> <p>ガソリン代2,553円の節約</p>	<p>不要な荷物（10kg）をおろす</p> <p>ガソリン1年間で2.5ℓ節約</p> <p>CO₂削減量は年間5.8kg</p> <p>ガソリン代278円の節約</p>

●2,000ccオートマチック乗用車、年間の走行距離10,000km、燃費11.5km/ℓの場合
 ※ガソリン価格111円/ℓとして計算
 ●ガソリンの二酸化炭素排出係数2.3kg・CO₂/ℓとして計算

出典：（財）省エネルギーセンター

基本方針（1） 資源を大切にしよう

【 現 状 】

- 行政の事務事業における温室効果ガスの排出量を計画的に削減することを目的として「富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しています。第3次計画では、平成33年度までに平成27年度比で9.22%の温室効果ガス削減を目標に掲げ、省エネルギーや省資源、環境に配慮した取り組みを推進しています。
- 公用車の買い換え時には、低燃費車・低公害車の導入を推進しています。
- 毎年度エコライフ DAY（夏・冬）を実施し、約22,000人の参加で約20t-CO₂の削減に取り組んでいます。
- 毎年度富士見市環境施策推進市民会議と協働して、地球温暖化防止に関する街頭キャンペーンを実施し、啓発を行っています。
- 太陽光発電システム等の設置奨励金制度をホームページや広報等で周知し、奨励金の交付を継続しています。
- 毎年度公園剪定枝のチップ化を図るとともに、小中学校で落ち葉の堆肥化を進めています。

【 課 題 】

- 行政の事務事業に伴う温室効果ガスは、既存施設の老朽化や施設の新設等によって排出量が大きく変動するため、削減目標に向けた取り組みをどれだけ実践できたかを評価・検証することが求められます。
- 事業者に対する再生可能エネルギーの普及には、国の補助制度の周知を含めた啓発活動の充実が求められます。
- ノーカーデーは、取組の参加に向けた呼びかけとなる場合が多く、効果的実施手法が見いだせない状況のため、エコドライブや次世代自動車に関する市民・事業者向けの啓発活動の充実が求められます。
- 公園等の整備にあたって、高木や落葉樹を望まない意見が増加している状況のため、様々な視点から落ち葉のリサイクル方法を検討することが求められています。

【 施 策 の 体 系 】

基本方針（1） 資源を大切にしよう

① 省エネルギーの推進

② 再生可能エネルギーの活用

③ 資源の活用

① 省エネルギーの推進

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取り組みの積み上げを重ねるとともに、市民・事業者に向けた取り組みの普及啓発に努めます。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
行政の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に向けた各種取り組みを推進します。【緩和策】			◎
地球温暖化の防止に向けた普及啓発を図ります。【緩和策】	○	○	◎
低燃費車・低公害車の導入を推進します。【緩和策】	◎	◎	◎
【その他の取り組み】			
エコドライブの普及啓発を図ります。【緩和策】	○	○	◎
家庭における省エネルギー対策の普及啓発を図ります。【緩和策】	○		◎
事業者に対するエコアクション21の取得に向けた支援を行います。【緩和策】		○	◎
次世代自動車の導入を検討します。【緩和策】	◎	◎	◎
レンタサイクルの活用に向けた仕組みづくりを検討します。【緩和策】	◎	◎	◎
省エネルギーの見える化の導入を検討します。【緩和策】	◎	◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。



地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく温室効果ガス排出量削減の取り組み（リサイクル）

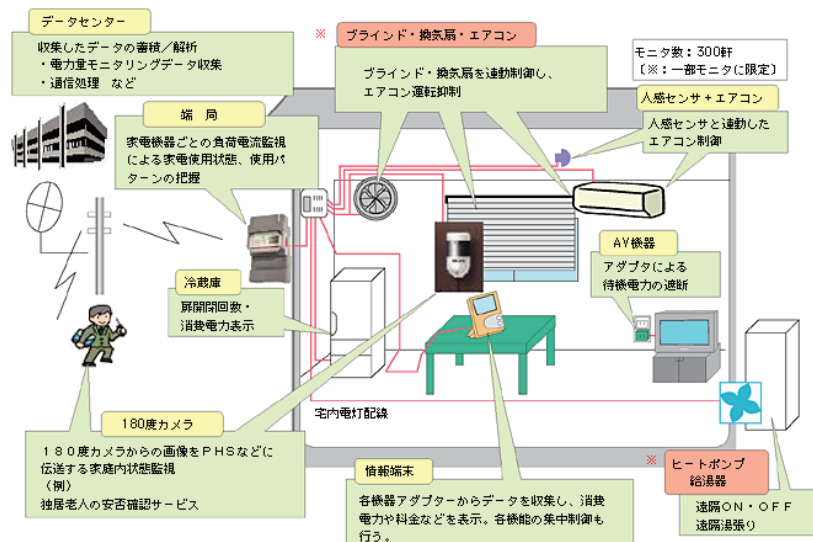
★ コ ラ ム ★

省エネルギーの“見える化” ～エネルギーとCO₂が見える!～

普段見ることのできないエネルギー使用量や温室効果ガス排出量を「見える」ようにして、省エネルギーや温室効果ガスの排出抑制につなげる取り組みです。以下に「見える化」の取り組みを例示します。

●エネルギーマネジメントシステム (EMS)

電気、熱、ガスなどのエネルギー使用状況を見えるようにし、さらに設備の最適な運用などを実現するエネルギー管理システムです。エネルギーの使用状況を適切に把握・管理するほか、自動的に使用量を調節することもできます。家庭向けのホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) やビル・事業所向けのビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS) などがあります。



ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) の概要

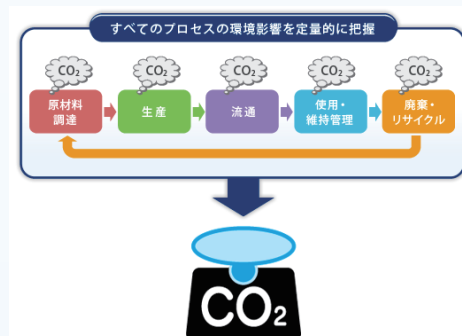
出典：「2006 年度エネルギー白書 第1部第2章第2節 省エネルギーの推進」
(経済産業省 資源エネルギー庁)

●エコライフ DAY

簡単なチェックシートを使用して、環境にやさしい生活にチャレンジする取り組みです。その日1日でどれだけCO₂を減らせたかを数値で実感することができます。チェックシートは埼玉県ホームページからダウンロードできます。

●CFP (カーボンフットプリント)

商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでで排出される温室効果ガスを表示する仕組みです。“見える化”することで事業者と消費者の間で情報を共有し、CO₂削減を推進します。



CFP の概念

出典：「CFP プログラム」ホームページ
(一般社団法人 産業環境管理協会)

② 再生可能エネルギーの活用

地域で使うエネルギーを地域で創り出す分散型エネルギーの利用を促進するため、再生可能エネルギー等の設置に対する奨励制度の普及啓発を継続するとともに、災害時活用の仕組みづくりや事業者との連携を含めた再生可能エネルギーの活用方法について検討します。



学校に設置した太陽光パネル

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用システムの設置促進を図るとともに、新築時等における再生可能エネルギーの導入推進方法を検討します。【緩和策】			◎
事業者との連携を含めた多様な再生可能エネルギーの活用方法を検討します。【緩和策・適応策】		◎	◎
【その他の取り組み】			
再生可能エネルギーによる災害時活用の構築に向けた仕組みづくりを推進します。【適応策】	◎	◎	◎
再生可能エネルギーの導入を検討します。【緩和策】	◎	◎	◎

③ 資源の活用

資源循環に関する取り組みとして、公園剪定枝のチップ化と学校等の落ち葉の堆肥化を継続するとともに、雨水利用設備の導入や落ち葉活用の推進方法について検討します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
学校等における落ち葉の堆肥化を推進します。【緩和策】	◎	◎	◎
公園剪定枝のチップ化を図ります。【緩和策】			◎
【その他の取り組み】			
雨水利用設備の導入を検討します。【緩和策・適応策】	◎	◎	◎
落ち葉活用の推進方法を検討します。【緩和策・適応策】	◎	◎	◎

基本方針（2） 温室効果ガス吸収源対策に取り組もう

【 現 状 】

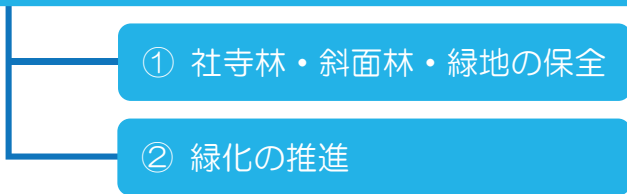
- 指定保存樹木・樹林に啓発用プレートを設置し、緑の大切さを知ってもらう機会を設けています。
- 公園や街路樹の樹木整備を進めています。
- 庁舎や学校などの公共施設において壁面緑化（ヘチマの緑のカーテン）を実施しています。

【 課 題 】

- 指定保存樹木・樹林に設置した啓発用プレートは、適宜内容を含めて見直すことが求められます。
- 公共空間における樹木整備は、公園や街路樹の用地確保や費用面を踏まえた整備計画の立案と調整が求められます。
- 公共施設における壁面緑化の定着化を進めるとともに、屋上緑化に関する検討が求められます。

【 施 策 の 体 系 】

基本方針（2） 温室効果ガス吸収源対策に取り組もう



① 社寺林・斜面林・緑地の保全

みどりの保全に努めるとともに、その取り組みの大切さを啓発します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
保存樹木・樹林制度の普及啓発を図ります。【緩和策・適応策】			◎
【その他の取り組み】			
社寺林・斜面林・緑地の保全に努めます。【緩和策・適応策】	◎	◎	◎
樹林の多面的機能の活用を検討します。【緩和策・適応策】	◎	◎	◎
枯損木対策を検討します。【緩和策・適応策】	◎	◎	◎

② 緑化の推進

公共施設において壁面緑化を継続するとともに、屋上緑化の設置を検討し、市民・事業者に対するイニシアチブを図ります。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
公共施設において壁面緑化を行います。【緩和策・適応策】			◎
【その他の取り組み】			
公共施設に屋上緑化の設置を検討します。【緩和策・適応策】			◎
市民・事業者に向けた緑化の支援方法を検討します。【緩和策・適応策】	○	○	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。



保存樹林



庁舎の壁面緑化

基本方針（3） ごみを減らそう

【 現 状 】

- 一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量やリサイクルなどを推進しています。
- 「保存版ごみの出し方」による分別方法等について啓発を行っています。
- 市のホームページや広報、富士見ふるさと祭り、街頭キャンペーンで、ごみの減量やリサイクル、生ごみの水切りについて啓発を行っています。
- 多量排出事業者による事業系一般廃棄物の減量化・資源化について啓発を行っています。
- 公共施設から排出される生ごみの堆肥化を推進しています。
- 行政の事務事業において、「点検管理マニュアル」を策定・運用し、環境に配慮した物品購入や温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進しています。

【 課 題 】

- ごみの減量とリサイクルの向上に向けた取り組みは、継続して啓発することが求められます。
- 近年、食品ロスを削減する意識が高まりつつあり、売れ残りや食べ残しを捨てない取り組みが求められています。
- 行政の事務事業においてグリーン購入等を推進するためには、費用の増額が見込まれるため、財政面での調整が求められます。

【 施 策 の 体 系 】

基本方針（3） ごみを減らそう

① 4Rの推進

② 生ごみの水切り・堆肥化の推進

③ エコライフの推進

① 4Rの推進

一般廃棄物処理基本計画に基づく廃棄物施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民・事業者に向けたごみの減量化とリサイクルの取り組みを啓発します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
一般廃棄物処理基本計画の普及促進を図ります。【緩和策】			◎
【その他の取り組み】			
4Rの普及啓発を図ります。【緩和策】	○	◎	◎
食品ロス削減の普及啓発を図ります。【緩和策・適応策】	○	◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

★ コ ラ ム ★

なぜごみを減らさなければならないの？ ～4Rの取り組み～

ごみは身近な環境問題の一つです。ごみを減らすことは、

- ・ごみの焼却によって発生するCO₂（二酸化炭素）を削減し、地球温暖化を抑制する
- ・ごみ処理施設の焼却炉や、最終処分場を長持ちさせ、財政負担を軽減する
- ・石炭・石油などの天然資源のむだづかいを防ぐ

ことにつながります。

市では以下の4つの“R”を推進しています。ごみの減量とリサイクルに協力しましょう。

Refuse（リフューズ：断る）不要なもの、余計なものを「いりません」と断ることで。計画的な買い物をしたり、マイバッグやマイ箸を持参しましょう。

Reduce（リデュース：減らす）ごみを減らすことです。ものを大切に使うことや、詰め替え用品を購入することを心がけましょう

Reuse（リユース：再使用）繰り返し使うことです。まだ使えるものは大切に繰り返し使うとともに、バザーやフリーマーケットを活用しましょう。

Recycle（リサイクル：再利用）資源としてまた利用することです。ごみの分別を徹底してリサイクル率の向上に努めましょう。



② 生ごみの水切り・堆肥化の推進

生ごみの減量化と堆肥化を推進するとともに、生ごみも一つの資源と捉えた地域循環の仕組みづくりについて検討します。



生ごみの水切り

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
公共施設から排出される生ごみの減量化と堆肥化を行います。 【緩和策・適応策】			◎
【その他の取り組み】			
市民・事業者に向けた生ごみの減量化と堆肥化の普及啓発を図ります。【緩和策・適応策】	○	○	◎
生ごみを利用した地域循環の構築に向けた仕組みづくりを検討します。【緩和策・適応策】	◎	◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

③ エコライフの推進

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、資源循環に係る温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、市民・事業者に向けた温室効果ガス排出削減の取り組みを啓発します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく事務事業点検管理マニュアルの適切な運用を推進します。【緩和策】			◎
【その他の取り組み】			
家庭における省エネルギー対策の普及啓発を図ります。（再掲） 【緩和策】	○		◎
事業者に対するエコアクション21の取得に向けた支援を行います。（再掲）【緩和策】		○	◎
市民・事業者に向けた地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取り組み内容と結果の報告方法を検討します。【緩和策】			◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

基本方針（4） スマートムーブに取り組もう

【 現 状 】

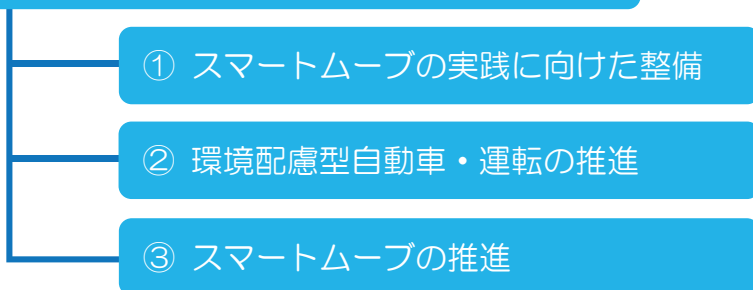
- 歩行者・障がい者に配慮したインフラ整備を進めるとともに、自転車歩行者道や自転車駐車場等の整備に努めています。
- 公用車の買い換え時には、低燃費車・低公害車の導入を推進しています。
- 国や県と連携を図り、エコドライブの啓発に努めています。
- 公共交通機関の利用促進や長距離移動時の交通手段の見直しについて啓発するとともに、バスの適切な運行体制について検討しています。

【 課 題 】

- 交通インフラの整備には、用地の確保が課題となるとともに、民間事業者との共存・活用方法を検討することが求められます。
- バスの新規路線開通には、多額の運行経費が必要となるため、慎重な検討が求められます。

【 施 策 の 体 系 】

基本方針（4） スマートムーブに取り組もう



① スマートムーブの実践に向けた整備

交通手段を見直しやすい環境をつくる取り組みの一つとして、交通弱者に配慮した交通インフラの整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
歩行者・障がい者・自転車利用者に配慮した交通インフラの整備を推進します。【緩和策・適応策】			◎
自転車駐車場の適正管理を推進します。【緩和策】		◎	◎

第4章 施策の展開

② 環境配慮型自動車・運転の推進

燃料の消費をできる限り抑えるとともに、健全な生活環境を維持するため、環境に配慮した自動車の導入と運転を推進します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
建設車両・建設機械等について低公害型・低燃費型の導入を推進します。【緩和策】		◎	◎
エコドライブの普及啓発を図ります。(再掲)【緩和策】	○	○	◎
【その他の取り組み】			
次世代自動車の導入を検討します。(再掲)【緩和策】	◎	◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

③ スマートムーブの推進

普段の移動手段を見直し、温室効果ガスの排出削減に寄与するため、公共交通機関の利用促進について検討します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
バスの適切な運行体制を検討します。【緩和策】		◎	◎
【その他の取り組み】			
公共交通機関等における利用促進方法を検討します。【緩和策】	○	◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。



交通インフラ（歩行者・自転車専用道路）の整備状況

★ コ ラ ム ★

スマートムーブ ～移動手段を見直そう～

スマートムーブとは、通勤・通学・買い物・旅行など、「移動」に伴うCO₂の排出を抑え、「移動」を「エコ」にする新たなライフスタイルの提案です。

また、「移動」を見直すことで、「エコ」だけでなく、「健康」や「快適・便利」にも寄与することもできます。

スマートムーブでは、以下の5つの取り組みを推奨しています。

【取り組み1】公共交通機関を利用しよう

通勤や通学はもちろん、ちょっとした外出も電車やバスの利用を心がけましょう。



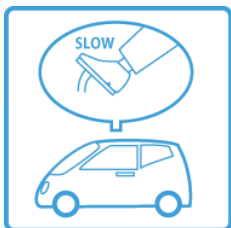
【取り組み2】自転車、徒歩を見直そう

自転車や徒歩は、CO₂を全く出さない究極の「エコ移動」です。健康面にも寄与する移動手段に見直してみましょう。



【取り組み3】自動車の利用を工夫しよう

自家用車や社用車の次世代自動車への乗り換えを検討しましょう。また、自動車運転は、「ふんわりアクセル」や「アイドリングストップ」などのエコドライブを実践しましょう。

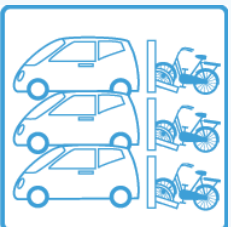


【取り組み4】長距離移動を工夫しよう

長距離移動を伴う出張や旅行は、個人個人の工夫により大幅にCO₂の削減が可能です。例えば、目的地への到着時間が正確である新幹線などの公共交通機関の利用や、旅行先ではバス、電車、自転車などの観光ツアーを選択するなど削減要素はたくさんあります。

【取り組み5】地域や企業の移動・交通におけるCO₂削減の取り組みに参加しよう

地域のCO₂削減の取り組みが広がっています。近隣の人と同じ車をシェアして必要な時だけ使う「カーシェアリング」や、街中を共用の自転車でスムーズに移動できる「コミュニティサイクル」、自動車を駅周辺の駐車場に停めて電車やバスに乗り換える「パーク&ライド」など、地域や企業が取り組んでいるCO₂削減活動を積極的に参加・利用しましょう。



出典：COOL CHOICE（環境省）HP、『「移動」を「エコ」に』より

基本目標2：自然と共生するまちを目指します

わたしたちは、自然から多くの恵みと安らぎを与えられていることを再認識し、将来にわたってその恵みを楽しむため、自然環境を守り育て、自然と共生するまちを目指します。

基本方針（5） 生き物を守り育てよう

【 現 状 】

- 富士見市の良好な自然や景観を形成するみどりを保護するため、「保存樹木」、「保存樹林」として指定し、管理費の一部を助成しています。
- 緑地保全基金を充実させるとともに、山林・緑地の公有化を進めています。
- 水辺環境整備の基礎資料とするため、河川調査において、水中の生き物調査を行っています。
- 市民団体による自然環境保全事業への支援を行っています。
- 富士見ふるさと祭りのエコ広場において、生態系保全を啓発するブースを提供しています。
- 輸入動植物の適正な飼育・栽培について啓発を行っています。
- 富士見市の生態系をかく乱するおそれのある外来生物についてホームページ等で周知するとともに、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づくアライグマの防除対策を実施しています。

【 課 題 】

- 樹木・樹林の保全にあたり、所有者との調整が必要であり、計画的な緑地の確保が困難となってきました。
- 指定している保存樹木・樹林が枯損木となり、やむを得ず所有者による伐採が増えてきています。
- アライグマの生息数が増加し、生息域を拡大しているため、防除対策を強化することが求められています。

【 施 策 の 体 系 】

基本方針（5） 生き物を守り育てよう

① みどりの保全

② 生態系の保全

③ 外来種対策の推進

① みどりの保全

富士見市の良好なみどりと、そこに生息・生育する生き物たちを保全するとともに、有効な活用方法について検討します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
保存樹木・樹林制度の普及啓発を図ります。(再掲)			◎
緑地保全基金を充実させ、有効に活用します。	◎	◎	◎
【その他の取り組み】			
計画的な山林・緑地の公有化を行います。	○	○	◎
社寺林・斜面林・緑地の保全を推進します。(再掲)	◎	◎	◎
公共事業の実施時に既存樹木・樹林の保全に努めます。			◎
樹林の多面的機能の活用を検討します。(再掲)	◎	◎	◎
枯損木対策を検討します。(再掲)	◎	◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

② 生態系の保全

自然環境や生態系を保全するとともに、その取り組みを啓発・支援します。また、富士見市の特徴的な湧き水などの有効な活用方法について検討します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
自然環境の保全活動に取り組んでいる団体等に対する支援を行います。	◎	◎	◎
自然環境や生態系保全の啓発に資する基礎資料とするため、動植物の生息・生育状況調査を行います。	◎		◎
【その他の取り組み】			
在来の野生動植物の保護に努めます。	◎	◎	◎
湧き水や農業用水の有効な活用方法を検討します。	◎	◎	◎
自然環境保全意識の向上方法を検討します。	◎	◎	◎

第4章 施策の展開

③ 外来種対策の推進

特定外来生物（アライグマ、カミツキガメ等）の防除対策を継続するとともに、在来生物の保全と外来生物の侵入防止を啓発します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
特定外来生物の防除対策を行います。	◎	◎	◎
特定外来生物に関する情報提供を行います。			◎
【その他の取り組み】			
輸入動植物の適正な飼育・栽培を啓発します。	○	○	◎
外来生物の生息・生育状況の把握に努めます。	○	○	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。



アライグマ（特定外来生物）

基本方針（6） 里地里山を守り育てよう

【 現 状 】

- 生態系の基盤となる良好な樹林は、「保存樹林」として指定し、管理費の一部を助成しています。
- 湧き水マップを配布し、湧き水の大切さについて啓発を行っています。
- 河川敷の草刈や清掃など、河川環境の維持管理に努めています。
- 埼玉県特別栽培農産物認証制度やエコファーマー認定者制度を啓発しています。なお、平成28年度では、埼玉県特別栽培農産物「水稲」で生産者13人、栽培面積759a、エコファーマー認定者11人となっています。
- くず麦栽培による土ぼこり対策を実施するとともに、菜の花を緑肥として地力を増進し、環境に配慮した農業を進めています。
- 地産地消を進めるため、学校給食等への積極的な地元農産物の利用や、地元農産物を利用した加工品の開発（地域ブランド化）を図っています。
- 農作物被害などを防ぐため、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づくアライグマの防除対策を実施しています。

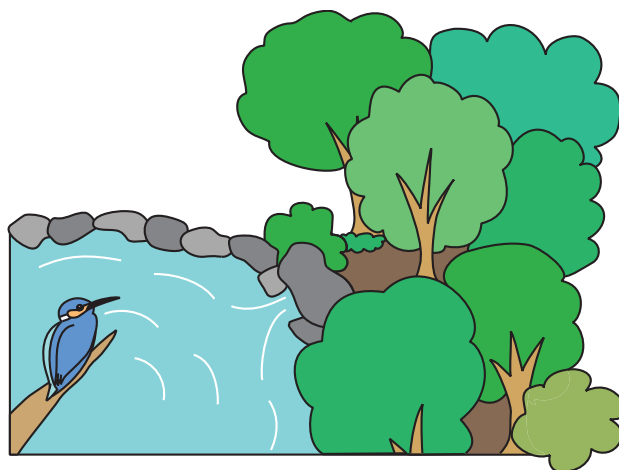
【 課 題 】

- 保存樹林に対する適正な管理方法について検討が求められています。
- 湧き水は、文化財として指定範囲を定めることが難しい状況となっています。
- 埼玉県特別栽培農産物認証制度やエコファーマー認定者制度などの啓発・周知を拡大し、環境配慮型農業の展開を図ることが求められています。
- 菜の花の種を配布し、菜の花を緑肥にする環境負荷低減を図っていますが、菜の花を採取する農地への無断立入の増加が問題となっています。
- くず麦は、農家組合長が希望農家へ配布しているため、農家組合長の負担を低減する配布方法の検討が求められています。
- 農業従事者の高齢化、後継者不足などによる遊休農地の増加が懸念されるため、法人を含めた担い手不足解消の取り組みが求められています。
- 地産地消を拡大するため、給食メニューの充実に向けた検討が求められています。

【 施策の体系 】

基本方針（6） 里地里山を守り育てよう

- ① 生物多様性の保全
- ② 湧き水の保全と啓発
- ③ 景勝地・文化財の保全
- ④ 環境配慮型農業の推進
- ⑤ 地産地消の推進
- ⑥ 有害鳥獣対策の促進



① 生物多様性の保全

生物の多様性や里地里山の大切さを啓発し、その保全・支援に取り組みます。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
斜面林・田畑等の保全・支援を推進します。	◎	◎	◎
既存のビオトープの維持管理を行います。	◎	◎	◎
【その他の取り組み】			
地域の生態系保持に向けた農地・農業地域の保全・支援を行います。	◎	◎	◎
生物多様性戦略を検討します。	◎	◎	◎
里地里山に対する理解を促進します。	◎	◎	◎
自然再生活動の連携と支援に努めます。	◎	◎	◎



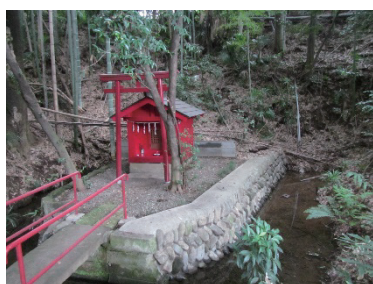
下鶴馬氷川神社の斜面林

② 湧き水の保全と啓発

湧き水は多面的な機能を有し、安定的な生活基盤の一翼を担っています。湧き水の大切さを啓発するとともに、湧き水を保全し、有用な活用について検討します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
湧き水マップを活用して、湧き水の大切さを啓発します。	○	○	◎
湧き水のある公園の維持管理を行います。			◎
【その他の取り組み】			
湧き水の活用方法を検討します。	◎	◎	◎
湧き水とその周辺エリアの整備手法を検討します。	◎	◎	◎
湧き水情報の共有化と啓発方法を検討します。	◎	◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。



湧き水地点（おいど）

③ 景勝地・文化財の保全

富士見市の社寺林は、斜面林となっていることが多く、湧き水とも密接なつながりがあります。それらは貴重な文化的遺産として、人と自然との関わりのある歴史を垣間見ることができます。地域に残る自然景観を守るとともに、有用な活用について検討します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
寺社仏閣を保護するとともに、社寺林の保全に努めます。	◎	◎	◎
開発者に対して緑化指導を実施するとともに、景観配慮について協議します。		◎	◎
【その他の取り組み】			
埼玉県景観条例・景観計画に基づく景観形成を推進します。	◎	◎	◎
指定文化財制度を活用した保全方法を検討します。			◎
枯損木対策を検討します。（再掲）	◎	◎	◎

第4章 施策の展開

④ 環境配慮型農業の推進

環境に配慮した農業の拡大を図るとともに、農業公害対策に関する情報提供に努め、里地里山の一端を担う農業・農地の保全に努めます。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
優良農業に関する普及啓発を図ります。	○	○	◎
人と環境にやさしい農業の支援を行います。	○	○	◎
くず麦等の支給を行います。	○	○	◎
【その他の取り組み】			
農業公害対策に関する情報提供に努めます。			◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

⑤ 地産地消の推進

地産地消の取り組みは、輸送コストとともに温室効果ガスの削減につながります。地元農産物・特産品の使用拡大を図るとともに、農業の担い手・新規就農者支援を推進します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
地元農産物の給食等への導入を行います。		◎	◎
農業マップを活用して地産地消を啓発します。	○	◎	◎
【その他の取り組み】			
地元農産物・特産品の普及啓発を図ります。	◎	◎	◎
地元農産物を利用した食品の地域ブランド化に努めます。	◎	◎	◎
遊休農地等に対する有効活用を推進します。	◎	◎	◎
農業の担い手・新規就農者支援を推進します。	○	◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

⑥ 有害鳥獣対策の促進

農作物等を荒らす有害鳥獣対策について周知するとともに、地域の里地里山環境に影響を及ぼす特定外来生物の防除対策を継続します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
有害鳥獣対策について周知します。			◎
特定外来生物の防除対策を行います。(再掲)	◎	◎	◎

基本方針（7） 水環境を大切にしよう

【 現 状 】

- 公共用水域や湧き水を有する公園の維持管理を行っています。
- 河川敷の草刈や清掃など、河川環境の維持管理に努めています。（再掲）
- ホームページや広報で浄化槽の適正管理について啓発を行っています。
- 河川の水質調査を定期的実施・公表し、水質改善に向けた監視・把握に努めています。

【 課 題 】

- 水辺環境の整備は、生物多様性への配慮と利用者の安全確保の整備バランスを保持することが求められています。
- 浄化槽法の改正（平成 12 年）により、単独処理浄化槽は原則禁止となっていますが、単独処理浄化槽設置の転換が進まない現状もあることから、啓発方法を検討することが求められています。

【 施 策 の 体 系 】

基本方針（7） 水環境を大切にしよう

① 水辺環境の保全と活用

② 生活排水処理対策の推進

① 水辺環境の保全と活用

富士見市の公共用水域とその周辺の水辺環境は、治水の役割を果たしているとともに、ミニマムな生態系や自然的な景観を形成しています。きれいな水と水辺環境を守り、その効用を図ります。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
水辺環境の美化を推進します。	◎	◎	◎
国や県と連携し、水辺環境の保全を推進します。	○	○	◎
【その他の取り組み】			
水辺環境保全の構築に向けた仕組みづくりを検討します。	◎	◎	◎
水とふれあう場の整備手法を検討します。	◎	◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

② 生活排水処理対策の推進

公共下水道の整備と浄化槽の適正管理を展開するとともに、公共用水域の水質改善に向けた水質調査を継続します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
公共用水域の水質調査を行います。			◎
公共下水道整備計画区域内の整備を促進します。	◎	◎	◎
【その他の取り組み】			
水質汚濁の防止に努めます。	◎	◎	◎
浄化槽の適正な管理を啓発するとともに、単独処理浄化槽の転換時における啓発方法を検討します。	○	◎	◎
未処理生活雑排水の流入防止に努めます。	◎	◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。



市の中央を流れる新河岸川

基本目標3：快適な生活を送れるまちを目指します

わたしたちは、環境に配慮した取り組みを進め、都市と自然との調和を図りながら、将来にわたって快適な生活を送れるまちを目指します。

基本方針（8） 快適な生活空間を創ろう

【 現 状 】

- 市民ボランティアによる花植え事業等への支援を行っています。
- ベンチや休憩スペース、トイレなど、公園や市民緑地等の附属設備の整備を適宜行っています。
- 街路樹の剪定など、生活環境の維持管理に努めています。
- 「富士見市をきれいにする条例」の街頭キャンペーンを実施し、環境美化について啓発を行っています。
- 定期的に違法屋外広告物や放置自転車の撤去・処分を実施し、環境美化に取り組んでいます。
- 不法投棄削減を目指して、不法投棄防止の啓発看板の設置・提供を行うほか、不法投棄パトロールを実施しています。
- 町会や自治会等による「クリーン作戦」実施への支援を行っています。
- クリーン作戦を通して、地域の環境美化意識の向上を図るとともに、不法投棄されにくい環境づくりを行っています。

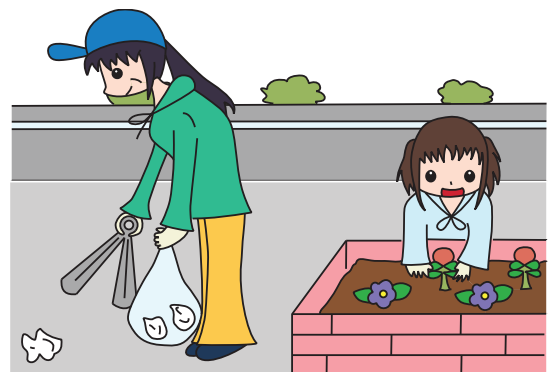
【 課 題 】

- 花植え事業等におけるボランティア参加者の高齢化に伴い、後継者の育成方法の検討が求められています。
- 公園等の附属設備に関する要望の多様化に伴い、柔軟な対応と調整が求められています。
- 街路樹の根上がりにより歩行・自転車走行空間に凹凸が発生しており、対応が求められています。

【 施 策 の 体 系 】

基本方針（8） 快適な生活空間を創ろう

- ① 公園・緑地等の整備
- ② きれいなまちづくりの推進
- ③ 不法投棄対策の強化



第4章 施策の展開

① 公園・緑地等の整備

計画的な公園・緑地等の整備を進めるとともに、後継者不足の解消策について検討します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
公園・緑地等の計画的な整備を行います。			◎
市民協働による公園の整備・維持管理を推進します。	◎		◎
【その他の取り組み】			
生垣設置奨励制度の普及啓発を図ります。			◎
自然にふれあえる散策路の整備手法を検討します。	◎	◎	◎
公園・緑地等の維持管理における参加手法を検討します。	◎	◎	◎

② きれいなまちづくりの推進

公共空間における環境美化を継続して推進するとともに、空き地・空き家の適正な管理指導を行います。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
クリーンアップ運動などの地域における環境美化活動を推進します。	◎	◎	◎
「富士見市をきれいにする条例（美化推進計画）」及び「富士見市きれいにする日」の普及啓発を図ります。	◎	◎	◎
空き地・空き家の適正な管理指導を行います。			◎
街路樹の適正な維持管理を行います。			◎
違法屋外広告物・放置自転車の撤去・処分等を行います。		◎	◎
【その他の取り組み】			
美化推進協定を推進します。		◎	◎
公共空間における環境美化に向けた庁内連携体制を検討します。			◎

③ 不法投棄対策の強化

県や警察と連携した不法投棄対策を展開するとともに、クリーンアップ運動などの環境美化活動を推進・支援することで、不法投棄されにくい環境づくりを進めます。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
クリーンアップ運動などの地域における環境美化活動を推進します。(再掲)	◎	◎	◎
不法投棄防止啓発看板の設置・提供を行います。	◎	◎	◎
【その他の取り組み】			
不法投棄パトロールを行います。	◎	◎	◎
県や警察と連携して不法投棄対策を展開します。	○	○	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。



クリーンアップ運動の様子



不法投棄防止の啓発看板

基本方針（9） 健全な生活を送ろう

【 現 状 】

- 公害等の相談に対する迅速な対応に努めています。なお、平成28年度の騒音、振動、悪臭等の相談件数は合計28件となっています。
- 相談の多い騒音、振動、野焼き等に関する情報は、ホームページや広報で周知しています。
- 公害問題（大気質、ダイオキシン類、河川水質、自動車騒音）に関する調査・測定を定期的を実施し、状況把握とともに結果の公表を行っています。
- ホームページや広報で浄化槽の適正管理について啓発を行っています。（再掲）
- 公共下水道の整備を進め、衛生環境の改善を図っています。
- シックハウス症候群の原因となる有害化学物質やアスベスト・フロン類に関する対策について、ホームページやチラシを窓口に設置して啓発を行っています。
- アスベスト対策に関しては、庁内対策委員会を開催し、情報共有を図っています。
- 公共施設の新設・改修時は、室内空気環境測定を実施して、有害化学物質が法令等で定められた基準等に適合していることを確認しています。

【 課 題 】

- 生活様式の多様化に伴い、相談内容が複雑化していますが、引き続き迅速かつ柔軟な対応が求められています。
- 緊急時の公害等は、迅速な対応が求められるため、夜間、休日等の庁内連携体制の整備が必要です。
- アスベストが使用された建築物の解体は、2020年～2040年頃をピークに増加すると見込まれており、解体作業時の飛散防止の徹底と、周辺住民等との間の円滑なリスクコミュニケーションが求められています。

【 施 策 の 体 系 】

基本方針（9） 健全な生活を送ろう

① 身近な生活環境の保全

② 有害化学物質対策の促進

① 身近な生活環境の保全

公害問題には、相談に対する迅速な対応と、状況把握のための継続的な調査を実施していくことが求められています。また、広域的な公害問題の場合には県や近隣の地方公共団体と連携して解決に取り組みます。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
公害等の相談に対する迅速な対応に取り組みます。			◎
公害問題（大気質、ダイオキシン類、河川水質、自動車騒音）に関する調査・測定を実施し、状況把握に努めるとともに、その結果を公表します。			◎
公共施設等において空間放射線量を測定し、その結果を公表します。			◎
給食食材等の放射性物質を測定し、その結果を公表します。			◎
【その他の取り組み】			
環境に配慮した企業の誘致活動に努めます。		◎	◎
広域的な公害問題は県や近隣の地方公共団体と連携して対応します。	○	○	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

② 有害化学物質対策の促進

有害化学物質に対する正しい知識を普及啓発するとともに、広域的な連携と市民・事業者・行政各主体の情報共有を図り、対策に取り組みます。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
公共施設のシックハウス対策を推進します。			◎
アスベスト・フロン類に関する対策について国や県と連携した取り組みを進めます。	○	○	◎
【その他の取り組み】			
有害化学物質に対する正しい知識の普及啓発を図ります。	○	◎	◎
有害化学物質に関する対策について県や事業者等と連携した取り組みを推進します。	○	◎	◎
建設工事に伴い発生する廃棄物について、適正な分別解体・再資源化を図るため、建設リサイクル法の普及啓発を図ります。		◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

基本目標4：みんなで学び、行動するまちを目指します

市民・事業者・行政が一体となって環境の保全・創造に向けた活動に取り組むことが、わたしたちが将来にわたって住みよいまち・快適な生活を持続していくことにつながります。

基本方針（10） みんなで力を合わせて行動しよう

【 現 状 】

- 富士見市環境施策推進市民会議への支援を行っています。
- 市民団体による自然環境保全事業への支援を行っています。（再掲）
- 町会や自治会等による「クリーン作戦」実施への支援を行っています。（再掲）
- 環境に関する情報は、ホームページや広報、チラシ等で提供しています。

【 課 題 】

- 関係部署と連携した取り組みの継続とともに、取り組みの拡充に向けた検討が求められています。

【 施 策 の 体 系 】

基本方針（10） みんなで力を合わせて行動しよう

- ① 地球温暖化防止活動の活性化
- ② 環境保全活動の活性化
- ③ 地域連携の推進と情報交換

① 地球温暖化防止活動の活性化

地球温暖化の緩和と適応に向けて協働するとともに、拡充に向けた普及啓発を図ります。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
「COOL CHOICE」に賛同し、地球温暖化対策のための国民運動に取り組みます。	◎	◎	◎
地球温暖化の防止に向けた普及啓発を図ります。(再掲)	○	○	◎
【その他の取り組み】			
エコドライブの普及啓発を図ります。(再掲)	○	○	◎
家庭における省エネルギー対策の普及啓発を図ります。(再掲)	○		◎
事業者に対するエコアクション21の取得に向けた支援を行います。(再掲)		○	◎
4Rの普及啓発を図ります。(再掲)	○	◎	◎
インターネットを活用した情報共有を検討します。		◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

② 環境保全活動の活性化

環境保全活動の実践とともに、拡充に向けた普及啓発を図ります。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
市民・事業者参加型の環境保全に向けた普及啓発を図ります。	◎	◎	◎
環境施策推進市民会議と協働した環境施策を推進します。	◎	◎	◎
自然環境の保全活動に取り組んでいる団体等に対する支援を行います。(再掲)	◎	◎	◎
クリーンアップ運動などの地域における環境美化活動を推進します。(再掲)	◎	◎	◎
【その他の取り組み】			
美化推進協定を推進します。(再掲)		◎	◎
環境ビジネスの導入を検討します。		◎	◎

第4章 施策の展開

③ 地域連携の推進と情報交換

地域交流の場づくりを推進し、市民・事業者・行政各主体の連携強化と情報交換に努めます。

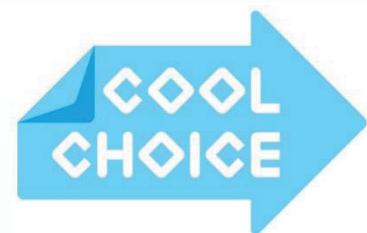
【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
環境施策推進市民会議との連携強化と情報交換に努めます。	◎	◎	◎
ボランティア団体との連携強化と情報交換に努めます。	◎	◎	◎
地域交流の場づくりを推進します。	◎	◎	◎
国・県・近隣の地方公共団体との連携強化と情報交換に努めます。	○	○	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

★ コ ラ ム ★

COOL CHOICE（賢い選択） ～未来のために、いま選ぼう～

「COOL CHOICE（クール・チョイス）」とは、平成42（2030）年度に温室効果ガスの排出量を平成25（2013）年度比で26%削減するという目標達成のため、省エネルギー・低炭素型の製品への買い換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていく政府を挙げた国民運動です。



未来のために、いま選ぼう。

「COOL CHOICE」のホームページにアクセスすると、地球温暖化対策にむけたさまざまな取り組みや事例などが紹介されています。

また、「COOL CHOICE」に賛同登録すると、取り組みの最新情報やお役立ち情報、セミナー等の案内などがメール配信されます。

「COOL CHOICE」のホームページは以下のアドレスからアクセスできます。

<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/join.html>

基本方針（11） 環境について学ぼう・話し合おう

【 現 状 】

- 環境講座やまちづくり講座（出前講座）を開催し、環境保全活動に向けた啓発を図っています。なお、環境講座は毎年度開催しています。
- 小学校へまちづくり講座（出前講座）などの環境学習支援を行っています。
- 公民館・資料館において自然観察会や体験学習を実施しています。
- 環境問題啓発ポスターを募集し、庁舎や富士見ふるさと祭りで展示しています。
- 富士見ふるさと祭りのエコ広場において、生態系保全を啓発するブースを提供しています。（再掲）

【 課 題 】

- 自然観察会や体験学習を実施するための人材（ガイド等）を確保することが課題となっています。
- 市民参加型環境調査を実施するための手法を検討することが求められています。

【 施 策 の 体 系 】

基本方針（11） 環境について学ぼう・話し合おう

- ① 環境リーダー育成の整備
- ② 環境教育の場の整備



① 環境リーダー育成の整備

人材バンクの活用を含め、環境リーダーの育成を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
環境に関する人材バンク登録者の増加に向けた普及啓発を図ります。	◎		◎
環境リーダーの育成方法を検討します。	◎	◎	◎

第4章 施策の展開

② 環境教育の場の整備

市民・事業者・行政各主体による連携を図るほか、人材バンクを活用した環境教育の場を整備し、環境保全活動に向けた普及啓発を図ります。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
環境講座・まちづくり講座（出前講座）を推進します。	○	○	◎
学校・保護者・事業者の環境学習の実施に向けた連携を図ります。	◎	◎	◎
人材バンクを活用した環境教育の普及啓発を図ります。	◎	◎	◎
環境に関する図書館資料等の収集を実施します。			◎
自然観察会の実施を検討します。	○	◎	◎
市民・事業者参加型の環境調査を検討します。	◎	◎	◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。



環境講座の様子



まちづくり講座（出前講座）の様子

基本方針（12） みんなで計画を実行し、評価しよう

【 現 状 】

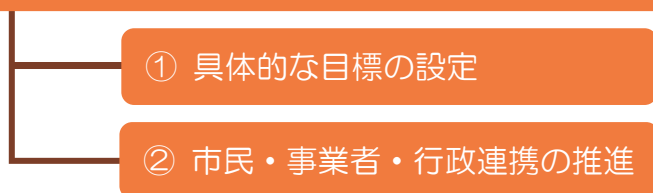
- 本計画に基づく環境施策の推進状況を年次報告書「富士見市の環境」として冊子を発行するとともにホームページで公表しています。
- 富士見市環境施策推進市民会議・富士見市環境審議会を開催し、施策や取り組み内容の情報共有を図っています。

【 課 題 】

- 本計画に基づく市民・事業者・行政各主体の協働の取り組みは、管理主体や取り組み体制をどのようにするか検討が求められています。

【 施 策 の 体 系 】

基本方針（12） みんなで計画を実行し、評価しよう



① 具体的な目標の設定

施策や取り組み内容を評価しやすくするため、目標の設定について検討します。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
実行施策として、環境指標とそれに基づく数値目標の設定を検討します。		◎	◎
目標の達成状況について評価し、その結果を公表します。		◎	◎

第4章 施策の展開

② 市民・事業者・行政連携の推進

富士見市環境施策推進市民会議や富士見市環境審議会により、市民・事業者・行政各主体の連携を図るとともに、その支援や評価を行います。

【主な取り組み】	取り組み主体		
	市民	事業者	行政
富士見市環境施策推進市民会議による各主体の相互活動の支援・評価を行います。	◎	◎	◎
環境審議会による各主体の相互活動の評価を行います。	◎	◎	◎

第5章 計画の推進体制・進捗管理

1. 推進体制

計画の推進体制と主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 市民・事業者

- ◆ 日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した取り組みを自主的に実行します。
- ◆ 富士見市環境施策推進市民会議に参加・協力します。
- ◆ 市の実施する環境施策に積極的に参加・協力します。
- ◆ 公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。
- ◆ 市民団体同士の交流活動や、事業所間のネットワークを活用した情報交換を行います。

(2) 富士見市環境施策推進市民会議

- ◆ 市民・事業者・行政の協働による取り組みの中心的組織として、情報交換や本計画で定めた施策を推進します。
- ◆ 公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。

(3) 行政（担当課）

- ◆ 率先して環境に配慮した取り組みを実行します。
- ◆ 市民・事業者に対して、積極的に情報提供を行います。
- ◆ 市民や事業者が、環境配慮活動に取り組むよう啓発します。
- ◆ 各担い手が協働した活動に取り組むための企画・調整を行います。

2. 進捗管理

計画の進捗管理における各組織の役割は以下のとおりです。

(1) 富士見市環境施策推進市民会議

- ◆ 取り組み状況の点検・評価を行います。

(2) 富士見市環境審議会

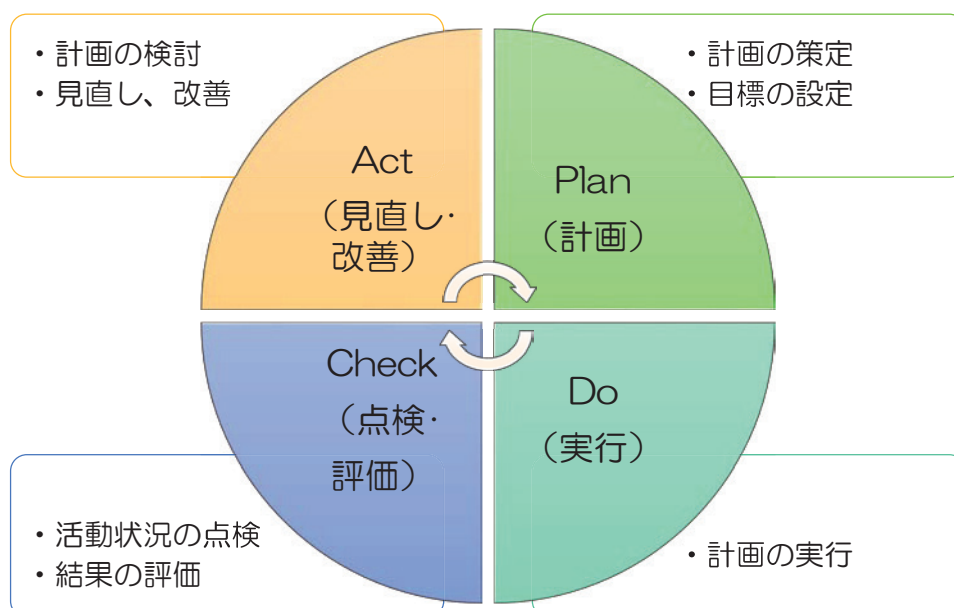
- ◆ 市長からの諮問に応じ、環境の保全・創造に関する事項を審議し、必要に応じて市長に意見を述べます。
- ◆ 公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。

(3) 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

- ◆ 庁内の総合的な調整を行う組織で、環境に関する施策について、検討・調整を行い、本計画の進行を管理します。
- ◆ 各担い手が実行した取り組み状況を点検・評価します。
- ◆ 年次報告書として「富士見市の環境」を作成し、報告します。
- ◆ 年次報告書に対して出された意見を取りまとめ、次年度以降の計画の推進に反映させます。

(4) 行政（担当課）

- ◆ 本計画に基づく各種取り組み状況の検証・改善を行います。
- ◆ 国・県・近隣の地方公共団体と連携し、情報交換を行います。



資料編

- 資料編 1 温室効果ガス排出量の算定方法
- 資料編 2 第2次富士見市環境基本計画（改定版）の策定経過
- 資料編 3 富士見市環境基本条例
- 資料編 4 富士見市環境審議会規則
- 資料編 5 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会設置要綱
- 資料編 6 用語の解説

資料編 1 温室効果ガス排出量の算定方法

市域から排出される温室効果ガスは、環境省公表の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル Ver.1.0」（平成 29 年 3 月）に基づき算定しました。

1. 温室効果ガス排出量の算定条件

項目	内容
対象年度	平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度
対象部門	<p>【エネルギー起源 CO₂ による排出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 産業部門：製造業、建設業・鉱業、農林水産業 ◆ 業務その他部門：第三次産業 ◆ 家庭部門：一般家庭 ◆ 運輸部門：自動車、鉄道 <p>【エネルギー起源 CO₂ 以外による排出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 燃料燃焼分野：自動車の走行 ◆ 農業分野：耕作、畜産、農業廃棄物等 ◆ 廃棄物分野：廃棄物の焼却処分、排水処理等 ◆ 代替フロン：家庭用冷蔵庫、ルームエアコン、カーエアコン
対象ガス	CO ₂ （二酸化炭素）、CH ₄ （メタン）、N ₂ O（一酸化二窒素）、代替フロン ※代替フロン 4 ガスのうち、排出量推計が可能な家庭用冷蔵庫、ルームエアコン及びカーエアコンの使用時の漏洩に伴うハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量について推計しました。

資料編 1 温室効果ガス排出量の算定方法

2. 現況推計の算定方法

CO₂ (二酸化炭素)

ガス種	部門・分野		算定式など	データ取得先など
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	エネルギー消費量(埼玉県)×製造品出荷額(富士見市)／製造品出荷額(埼玉県)×排出係数 ※石炭、石炭製品、石油製品、天然ガス、都市ガス、電力、熱のエネルギー消費量を種類別に計算	都道府県別エネルギー消費統計(経済産業省) 工業統計(経済産業省) 電力事業者排出係数(東京電力(株))
		建設業・鉱業、農林水産業	エネルギー消費量(埼玉県)×従業者数(富士見市)／従業者数(埼玉県)×排出係数 ※石油製品、天然ガス、都市ガス、電力のエネルギー消費量を種類別に計算	都道府県別エネルギー消費統計(経済産業省) 経済センサス(経済産業省) 電力事業者排出係数(東京電力(株))
	業務その他部門		エネルギー消費量(埼玉県)×延床面積(富士見市)／延床面積(埼玉県)×排出係数	都道府県別エネルギー消費統計(経済産業省) 固定資産の価格等の概要調書(総務省) 商業統計(経済産業省) 学校基本調査(文部科学省) 公共施設状況調(総務省) 国有財産一件別情報(財務省)
	家庭部門		エネルギー消費量(埼玉県)×世帯数(富士見市)／世帯数(埼玉県)×排出係数	都道府県別エネルギー消費統計(経済産業省) 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)
	運輸部門	自動車	エネルギー消費量(全国)×自動車保有台数(富士見市)／自動車保有台数(全国)×排出係数 乗用車、バス、貨物自動車・トラックのエネルギー消費量をそれぞれ自家用、営業用別に計算	総合エネルギー統計(経済産業省) 市区町村別自動車保有車両数(国土交通省) 埼玉縣市町村勢概要(埼玉県)
		鉄道	鉄道事業者 CO ₂ 排出量(東武鉄道(株))×市内路線延長(東武鉄道(株))／全路線延長(東武鉄道(株))	社会環境報告書(東武鉄道(株))
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物分野	焼却処分 一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量×排出係数＋一般廃棄物中の合成繊維の焼却量×排出係数	一般廃棄物処理実態調査(環境省)	

CH₄ (メタン)

ガス種	部門・分野		算定式など	データ取得先など
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	燃料燃 焼分野	自動車の走 行	車種別燃料別走行キロ(国土交通 省)×自動車保有台数(富士見市)／自 動車保有台数(国土交通省) ガソリン、軽油、天然ガスの燃料別に 計算	自動車燃料消費量調査年報(国土 交通省) 自動車の保有車両数(月別)(関東運 輸局) 市区町村別自動車保有車両数(国 土交通省) 軽三・四輪車県別保有台数と保有 シェア((一社)全国軽自動車協会連 合会)
	農業分 野	耕作	水稲作付面積(富士見市)×水管理(間 欠灌漑・常時湛水)割合×排出係数	作物統計(農林水産省)
		畜産の飼養	家畜の種類ごとの飼養頭数(富士見 市)×排出係数	埼玉県提供データ
		家畜の排せ つ物	牛・豚・鶏ごとの排せつ物量(富士見 市)×排せつ物中の有機物含有量×排 せつ物処理方法ごとの割合×排出係 数+馬・めん羊・山羊・水牛ごとの飼養 頭数(富士見市)×排出係数	埼玉県提供データ 畜産統計(農林水産省)
		農業廃棄物	農業廃棄物の種類ごとの屋外焼却量 (富士見市)×排出係数	作物統計(農林水産省)
	廃棄物 分野	焼却処分	焼却施設の区分ごとの一般廃棄物焼 却量(富士見市)×排出係数	一般廃棄物処理実態調査(環境省)
		工場廃水処 理	産業廃水量(埼玉県)×製造品出荷額 (富士見市)／製造品出荷額(埼玉県)× 廃水中のBOD濃度×排出係数	工業統計(経済産業省)
		終末処理場	下水処理量(富士見市)×排出係数	下水道課
		し尿処理施 設	生し尿及び浄化槽汚泥の処理量(富士 見市)×排出係数	一般廃棄物処理実態調査(環境省)
		生活排水処 理施設	処理施設ごとの処理人口(富士見 市)×排出係数	一般廃棄物処理実態調査(環境省)

資料編 1 温室効果ガス排出量の算定方法

N₂O（一酸化二窒素）

ガス種	部門・分野		算定式など	データ取得先など
エネルギー起源 CO ₂ 以外	燃料燃焼分野	自動車の走行	車種別燃料別走行キロ(国土交通省)×自動車保有台数(富士見市)／自動車保有台数(国土交通省) ガソリン、軽油、天然ガスの燃料別に計算	自動車燃料消費量調査年報(国土交通省) 自動車の保有車両数(月別)(関東運輸局) 市区町村別自動車保有車両数(国土交通省) 軽三・四輪車県別保有台数と保有シェア((一社)全国軽自動車協会連合会)
	農業分野	肥料の使用	作物ごとの作付面積(富士見市)×(化学肥料使用に伴う排出係数+有機肥料使用に伴う排出係数)	作物統計(農林水産省)
		作物残さのすき込み	作物ごとの収穫量(富士見市)×乾物率×残さ率×すき込み率×排出係数	作物統計(農林水産省)
		家畜の排せつ物	家畜の種類ごとの飼養頭数(富士見市)×排出係数	埼玉県提供データ
		農業廃棄物	農業廃棄物の種類ごとの屋外焼却量(富士見市)×排出係数	作物統計(農林水産省)
	廃棄物分野	焼却処分	焼却施設の区分ごとの一般廃棄物焼却量(富士見市)×排出係数	一般廃棄物処理実態調査(環境省)
		工場廃水処理	産業廃水量(埼玉県)×製造品出荷額(富士見市)／製造品出荷額(埼玉県)×廃水中の窒素濃度×排出係数	工業統計(経済産業省)
		終末処理場	下水処理量(富士見市)×排出係数	下水道課
		し尿処理施設	生し尿及び浄化槽汚泥の処理量(富士見市)×排出係数	一般廃棄物処理実態調査(環境省)
		生活排水処理施設	処理施設ごとの処理人口(富士見市)×排出係数	一般廃棄物処理実態調査(環境省)

代替フロン

ガス種	部門・分野		算定式など	データ取得先など
エネルギー 一起 源 CO ₂ 以外	代替フ ロン等 4 ガス 分野	家庭用冷蔵 庫	稼働台数(全国)×1 台あたり充填量 ×使用時漏洩率×世帯数(富士見市) ／世帯数(全国)+廃棄台数(全国)×1 台あたり充填量×世帯数(富士見市) ／世帯数(全国)-回収量×世帯数(富 士見市)／世帯数(全国)×排出係数	日本国温室効果ガスインベントリ 報告書(国立研究開発法人 国立環 境研究所)
		ルームエア コン	稼働台数(全国)×1 台あたり充填量 ×漏洩率×世帯数(富士見市)／世帯 数(全国)	
		カーエアコ ン	自動車保有台数(富士見市)×排出係 数	

資料編2 第2次富士見市環境基本計画（改定版）の策定経過

第2次富士見市環境基本計画（改定版）の策定・公表までの経過は以下のとおりです。

平成 29 年度	富士見市 環境審議会	富士見市 環境にやさしい 都市づくり 検討委員会	その他
5月			基本的条件等の整理・分析
6月			
7月	第1回 ・ 諮問 ・ 現行計画の概要について ・ 中間見直し方法について ・ スケジュールについて	第1回 ・ 中間見直し方法について ・ 進捗状況調査票について ・ スケジュールについて	温室効果ガス排出量の推計
8月			現行計画に係る進捗状況の調査
9月		第2回 ・ 現行計画に係る進捗状況・課題等の確認及び検討について	湧き水調査
10月	第2回 ・ 現行計画に係る進捗状況・課題等の確認及び検討について ・ 湧き水調査結果(速報)について ・ 温室効果ガス排出量の推計について		
11月	第3回 ・ 中間見直しに伴う施策体系等の確認について ・ 後期実践行動の検討について		
12月	第4回 ・ 計画改定案について	第3回 ・ 計画改定案について	政策会議（行政会議）
1月			パブリックコメント(1/15～2/14)
2月			
3月	第5回 ・ パブリックコメントに対する意見募集結果等について ・ 答申		計画の策定

資料編3 富士見市環境基本条例

○富士見市環境基本条例

平成 13 年 12 月 25 日

市条例第 31 号

(目的)

第 1 条 この条例は、人と自然の調和を目指した「富士見市環境にやさしい都市宣言」の趣旨にのっとり、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境へ

資料編3 富士見市環境基本条例

の負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に当たっての環境優先の理念)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、富士見市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(総合的調整)

第11条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境配慮の推進)

第 12 条 市は、事業者が環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮をすることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止する規制措置)

第 13 条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(支援措置)

第 14 条 市は、市民又は事業者が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第 15 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 16 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民又は事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第 18 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、第 17 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように努め

資料編 3 富士見市環境基本条例

るものとする。

(調査の実施)

第 21 条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(日常生活等に係る環境配慮)

第 23 条 市は、市民又は事業者が自らその日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減の目標について定め、その目標の達成状況の検証を行い、その結果に基づき、自らの日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減について配慮するよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第 25 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携して、地球環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 26 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(環境審議会)

第 27 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

(1) 第 8 条第 3 項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

5 委員は、環境の保全及び創造に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(富士見市公害対策審議会条例の廃止)

- 2 富士見市公害対策審議会条例(昭和 48 年条例第 13 号)は、廃止する。
(富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 39 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

○富士見市環境審議会規則

平成 14 年 4 月 22 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士見市環境基本条例(平成 14 年条例第 31 号)第 27 条の規定に基づき、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、自治振興部環境課において処理する。

(平 19 規則 24・平 23 規則 12・一部改正)

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 24 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 12 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

富士見市環境審議会名簿

(順不同、敬称略)

役職	氏名	委員構成
会長	澤田 譽 啓	学識経験者
会長代理	須田 昭	
委員	木内 芳 弘	
委員	齋藤 七 実	
委員	中村 章	
委員	横山 裕 道	
委員	京谷 恵 子	市民団体
委員	千種 秀 信	
委員	守山 義 一	
委員	関根 良 一	事業者
委員	羽石 裕 子	
委員	大谷木 康一	
委員	細田 英 夫	
委員	高橋 満	公募市民
委員	戸塚 隆 久	

○富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会設置要綱

平成 16 年 5 月 13 日

決裁

注 平成 23 年 3 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 環境にやさしい都市づくりのために総合的な施策に対し、庁内調整を図るため、富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の検討及び調整に関すること。
- (2) 環境に関する年次報告書に関すること。
- (3) その他環境施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 市長は、委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、環境課長をもって充て、副委員長は、政策企画課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平 23 年 3 月 31 日・一部改正)

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、自治振興部環境課において処理する。

(平 23 年 3 月 31 日・一部改正)

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 5 月 13 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

(平23年3月31日・全改)

委員会の構成

委員長	自治振興部環境課長
副委員長	総合政策部政策企画課長
委員	総務部総務課長
委員	総合政策部管財課長
委員	市民生活部市民課長
委員	健康福祉部福祉課長
委員	まちづくり推進部まちづくり推進課長
委員	まちづくり推進部産業振興課長
委員	建設部道路治水課長
委員	建設部交通・管理課長
委員	建設部建築指導課長
委員	建設部水道課長
委員	教育委員会教育政策課長
委員	教育委員会生涯学習課長
委員	教育委員会学校教育課長
委員	教育委員会学校給食センター所長

資料編6 用語の解説

あ行

アスベスト

石綿（せきめん、いしわた）とも呼び、天然に産出される繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩擦性、耐薬品性、紡織性などに優れており、建築材料等に多く使用されてきましたが、肺がんや中皮腫の原因となることが明らかとなり、世界保健機関（WHO）では発ガン性物質と断定されたことから、現在日本では製造、輸入、使用等の全面禁止となっています。

生垣設置奨励制度

市では、家庭の緑化と災害防止にも役立つ生垣の設置を奨励し、補助要件（生垣の延長が3m以上など）に該当する生垣設置に対して補助金を交付しています。

一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市域から排出されるごみの減量と適正処理並びにリサイクル事業の指針として策定する計画をいいます。

雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる機能を持つ施設で、河川や下水への雨水流出量を抑制するものがあります。代表的なものとして、「雨水浸透ます」や「雨水浸透管（浸透トレンチ）」があります。

雨水利用設備

雨水を集水・貯留し、必要に応じて処理後、雑用水として給水するシステムをいいます。トイレの洗浄水や庭木の散水などに利用されています。

エコアクション21

環境省が中小事業者等の幅広い事業者に対して自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」方法を提供する目的で作成したガイドラインに基づく認証・登録制度をいいます。二酸化炭素や廃棄物の削減、節水など環境負荷の軽減に積極的に取り組む企業や団体などを支援しています。

エコドライブ

人にも、クルマにも、地球環境にもやさしい自動車の運転方法をいいます。エコドライブ普及連絡会では、「エコドライブ10のすすめ」を提唱しています。

- ①ふんわりアクセル「eスタート」
- ②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③減速時は早めにアクセルを離そう
- ④エアコンの使用は適切に
- ⑤ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧不要な荷物はおろそう
- ⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩自分の燃費を把握しよう

エコライフ

わたしたちの便利で快適な生活が自然や環境に影響を及ぼしていることを認識し、省エネルギー、ごみの減量、リサイクル、節水など、環境にやさしい生活を実施することをいいます。

エコライフDAY

簡単なチェックシートにより広くエコライフを体験し、その実践によって削減した二酸化炭素量や節約金額を実感する取り組みをいいます。

エネルギー・環境イノベーション戦略

世界の最重要課題である地球温暖化問題の解決にあたり、日本が温室効果ガス（特に二酸化炭素）の抜本的な排出削減に向けた革新的エネルギー・環境技術の開発で世界をリードしていくため、2050年を見据えて策定した戦略をいいます。

エネルギー基本計画

「エネルギー政策基本法」に基づき、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために国が策定した計画をいいます。平成26年4月に策定した第4次計画では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全性、安定供給、経済効率性、環境適合に視点を置いたエネルギー政策を定めています。

OECD 諸国

「経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development」の略称で、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的として発足し、平成 29（2017）年現在 35 力国が加盟しています。

温室効果ガス

太陽からの光で温められた地球は、赤外線を宇宙空間に放射しています。このとき、地球の表面付近でその赤外線を吸収し、再び放出することで地球の大気を温めている役割を果たす気体を「温室効果ガス」と呼びます。地球温暖化は、この温室効果ガスが増えすぎたことが原因と考えられています。

か行

街区公園

公園を中心に半径 250m 以内に住んでいる人が主に利用することを目的として配置された公園を指し、1 箇所あたり 0.25ha の面積が目安とされています。

外来生物

もともとその地域にいなかった生物が、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物をいいます。

核家族

家族形態の一つで、「夫婦のみ」、「夫婦とその未婚の子ども」、または「父親または母親とその未婚の子ども」で構成される世帯をいいます。

合併処理浄化槽

「し尿」と「生活雑排水」を戸別にまとめて処理する浄化槽をいいます。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の観点から維持されることが望ましい基準として設定された目標値を指し、大気・水・土壌・騒音の環境基準が設定されています。

環境配慮型農業

化学肥料や化学農薬を使用しない「有機農業」のほか、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業をいいます。

環境ビジネス

産業活動を通じて、環境保全に役立つ製品やサービスを提供したり、社会経済活動を環境配慮型のものに変えていく上で役に立つ技術やシステム等を提供する事業をいいます。

環境報告書

事業者が環境保全に関する方針、目標、計画、環境負荷の低減に向けた取り組み状況等について取りまとめた報告書をいいます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的・技術的・社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織をいいます。

京都議定書

地球温暖化対策に向けた国際条約で、1997 年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択されたため、「京都」の名が冠されました。その取り組みの一つとして掲げられた温室効果ガスの削減目標で、日本は 1990 年比で 2008～2012 年に 6% の削減を達成しています。

クリーンアップ運動

「富士見クリーン作戦」として町会や各種団体を中心に行う自主的な地域清掃活動等をいいます。市では、5 月と 11 月の最終日曜日を「富士見市をきれいにする日」と定め、市民一人ひとりが自宅周辺の道路などの公共の場を自主的に清掃する取り組みを実施しています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が極力少ないものを選んで購入することをいいます。平成 13 年に「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達推進等に関する法律）」が制定され、国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、地方公共団体や事業者、国民に対してもグリーン購入に努めることを求めています。

クリーン作戦

→クリーンアップ運動

公共下水道

公衆衛生の改善及び公共用水域における水質汚濁の防止を図るため、主として市街地における下水（し尿や生活雑排水など）を下水道管に流し（接続）、処理施設で集約したものを一括処理して公共用水域に放流する施設・整備をいいます。また、下水を浄化センターまで送る方式として、汚水と雨水を別々に流す「分流式」と、一緒に流す「合流式」がありますが、市では環境に配慮し、分流式を採用しています。

公共下水道処理区域

「し尿」と「生活雑排水」を下水道管に接続して流すことのできる区域をいいます。

公共下水道普及率

下水道の整備状況を把握するために用いられている指標の一つで、市の総人口に対して公共下水道を利用することのできる人口を割合で示したものをいいます。

公共用水域

「水質汚濁防止法」に定められた公共利用のための水域で、河川、湖沼、港湾、灌漑用水、調整池等をいいます。市では、新河岸川や柳瀬川等が該当します。

国際エネルギー機関（IEA：International Energy Agency）

エネルギー安全保障の確保・環境保護・経済成長・世界的なエンゲージメント（生産者と消費者とのつながり）を目標に掲げ、昭和49（1974）年OECDの枠内における機関として設立されたもので、平成29（2017）年現在29カ国が加盟しています。

国連気候変動枠組条約

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として平成6（1994）年に発効された国際条約をいいます。翌年から締約国会議（COP）が毎年開催されており、「京都議定書」や「パリ協定」は、その中で採択・締結されたものです。

枯損木

樹林の枯れた木をいいます。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギーをいいます。大きな特徴としては、「枯渇しない」、「どこにでも存在する」、「二酸化炭素を排出しない（増加させない）」の3点があります。これに対して石油や石炭などは燃焼すると再生不可能であり、枯渇性（有限）エネルギーとして位置付けられています。

再生水

一度使用した水をそのまま、または処理して、トイレや散水、農業用水など必ずしも飲料水と同等の水質を必要としない用途に使用することをいいます。気候変動による渇水のリスク対策の一つとして期待されています。

埼玉県アライグマ防除実施計画

「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」に基づき、県内市町村や関係機関と連携を図りながら、アライグマの計画的な被害対策を行うために県が策定した計画をいいます。

埼玉県特別栽培農産物認証制度

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、節減対象農薬及び化学肥料を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物を県が認証する制度をいいます。認証された農産物は県独自の認証マークを表示して出荷することができます。

里地里山

奥山と都市の中間に位置し、樹林、農地、ため池など、人間の働きかけによって環境が形成・維持されてきた地域概念をいいます。

産学連携

民間企業と大学などの教育機関が共同で研究・開発等の事業を行うことをいいます。

次世代自動車

ガソリンなどの化石燃料の使用をゼロまたは大幅に削減した自動車を指し、ハイブリッド車（HV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車などがあります。

シックハウス症候群

建材や調度品などから発生する化学物質、カビ・ダニなどによる室内空気汚染等の居住に由来して引き起こされるさまざまな健康被害の総称をいいます。典型的な症状として、皮ふや目、のどなどの刺激症状、倦怠感、めまい、頭痛などの体調不良があります。

室内空気環境測定

室内空気中のシックハウス等の原因物質を測定することをいいます。

指定文化財制度

人類の文化的・生活的活動によって生み出され、保護すべき価値のあるものとして国、県または市が指定する制度をいいます。

指定保存樹木・指定保存樹林

市内の良好な自然環境や景観など、市を象徴する緑を保護するため、一定の基準を満たした樹木・樹林を指定する制度で、管理費の一部を助成しています。

市民緑地

都市部において、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と、地方公共団体または緑地管理機構（都道府県知事により指定された法人）が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度をいいます。このことにより地域の人びとが公開された緑地を利用することができます。

点検管理マニュアル

「富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に掲げる温室効果ガス削減目標を達成するため、特に重要と思われる行動内容を確認・実行するために策定したマニュアルをいいます。

社会資本整備

国や地方公共団体が公共事業によって、道路や上下水道、学校など、産業や生活の基盤となる社会資本を整備することをいいます。

斜面林

市内では武蔵野台地と荒川低地とをつなぐ斜面に残る樹林を指し、斜面林からは多くの湧き水が見られ、地域固有の自然が残されています。

樹林の多面的機能

樹林の働きは、木材等の資源の提供や二酸化炭素の吸収だけでなく、動物たちへ生息環境の提供、土砂災害の防止、水源のかん養機能（雨

水を地下水に蓄え、徐々に河川に流し、洪水を緩和したり、河川の水量を安定化する機能）、保養の場の提供、環境学習の場の提供など、さまざまな機能を有していることをいいます。

浄化槽

平成12年の「浄化槽法」改正により、現在、浄化槽と言えば、「合併処理浄化槽」をいいます。市では、水環境を守るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換を啓発しています。

→合併処理浄化槽

食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。

新興国

経済が発展途上な国で、現在急成長し続けている国、または今後高い成長が見込める国をいいます。

人材バンク

人びとがつながり、多様で豊かな地域社会を築いていくことを目的として、学習活動やスポーツ活動、地域活動などさまざまな活動に対して指導・協力してくれる個人・団体を登録し、その情報を提供する仕組みをいいます。

水域類型

河川、湖沼及び海域の公共用水域において、生活環境を保全するため、利用目的、水質汚濁状況、水質汚濁源の立地状況などを考慮して指定される区分（類型）を指し、類型ごとに環境基準が定められています。

水洗化

宅地内の配水管を公共下水道へ接続することをいいます。

水素イオン濃度

溶液中の酸性・中性・アルカリ性を示す指標で、河川などの環境基準となっています。単位はpH（ピーエイチ、ペーハー）です。0～14の数値で表され、pH7が中性、7から値が小さくなるほど酸性が強くなり、7から値が大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

生物多様性国家戦略

「生物多様性条約」と「生物多様性基本法」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し、自然共生社会の実現に向けた戦略的施策を推進するために国が策定した計画をいいます。

た 行

ダイオキシン類

ごみ焼却の燃焼や自動車排出ガス、たばこの煙など、炭素や塩素などを含む物質が燃えるときなどに副生成物として発生する物質で、環境中に広く存在しますが、その量は非常にわずかです。

太陽光発電システム

太陽の光エネルギーを受けて太陽電池を発電させ、電気を供給するシステムをいいます。

多面的機能

→樹林の多面的機能

多量排出事業者

事業系一般廃棄物を直接又は処理業者への委託により、志木地区衛生組合に搬入する事業者のうち、月量4トン以上を搬入している事業者で市の認定を受けたものをいいます。

単独処理浄化槽

「し尿」のみを処理する浄化槽をいいます。生活雑排水は処理されないため、河川等の水質汚濁の原因となっています。

地球温暖化係数（GWP：Global Warming Potential）

二酸化炭素を基準（係数1）として、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを示した数値をいいます。

地区公園

公園を中心に半径1km以内に住んでいる人が主に利用することを目的として配置された公園を指し、1箇所あたり4ha以上の面積が目安とされています。

地産地消

地域で生産された生産物や資源をその地域で消費することをいいます。特に食生活の面では、生産者の顔が見えたり、新鮮な食材を手に入れることになり、安全・安心につながるとともに、

輸送コストの削減（二酸化炭素排出量を含む。）にも寄与します。

電力供給ミックス

原子力、火力、水力、再生可能エネルギーなどの発電方式の構成割合をいいます。電力の安定供給・環境適合・経済効率性・安全性の観点からそのバランスが検討されています。

特定外来生物

「外来生物法」に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から指定された外来生物をいいます。特定外来生物は、生きているものに限り、個体だけでなく、卵、種子、器官なども含まれます。

土砂災害ハザードマップ

市内で指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の情報を示した資料です。平成29年現在、市内15箇所が土砂災害警戒区域に指定され、そのうち12箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられた緑地を指し、1箇所あたり0.1ha以上の面積が目安とされています。

な 行

二酸化窒素濃度

代表的な大気汚染物質の一つであり、環境基準として「1日平均値が0.04~0.06ppmの範囲内またはそれ以下であること」が設定されています。

農家組合長

地域（集落）の農家の代表者として、地域農家の統率、農業関係の情報伝達、配分等を行っている人をいいます。

農業マップ

地産地消を促すため、市内で生産される「新鮮で安全・安心な農産物（直売所、農業関連イベント）」を紹介した資料をいいます。

ノーカーデー

一定の月日、曜日または期間を定め、交通事故軽減、交通渋滞緩和、省エネルギー、大気汚染抑制などを目的として、車利用の自粛を促すことをいいます。

は 行

ばい煙

「大気汚染防止法」に基づき、工場などで燃料や物の燃焼等に伴い発生する硫酸化物・スス・有害物質（カドミウム、塩素等）をいいます。代表的なばい煙施設として、ボイラー、廃棄物焼却炉などがあります。

排出係数

人間の活動によって、どれだけ温室効果ガスが排出されるかを示した数値をいいます。石炭・石油の燃焼などの原料、製品の製造、消費など、項目ごとに排出係数が定められています。

バックグラウンド地点

大気中の二酸化窒素を測定する際に、自動車排出ガスの影響を観測する地点と対照（基準）とする地点で、自動車排出ガスの影響を受けない地点をいいます。

パブリックコメント

市の重要な施策案を公表し、広く市民から意見を募集し、施策に反映していく制度をいいます。

PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Act（見直し・改善）のプロセスを繰り返し、品質を維持・向上しながら継続運営を推進するマネジメントシステムの考え方をいいます。本計画もPDCAサイクルの考え方にに基づき計画を推進しています。

ビオトープ

本計画では、動植物が恒常的に生息・生育することのできる条件を備えた地域を指しており、旧新河岸川はその一つです。

東入間資源リサイクル協同組合

再生資源物の集荷及び選別に関する事業を行っている2市1町（富士見市・ふじみ野市・三芳町）の地元業者による事業協同組合をいいます。

美化推進協定

「富士見市美化推進計画」に基づき、相互連携した環境美化の推進を図ることを目的に、民間企業や団体等と締結する協定をいいます。

富士見市キラリと輝く創生総合戦略

人口減少、超高齢少子社会が進むと予想される中で、市の持つポテンシャルを最大限発揮し、人口減少の克服と、本市をさらに輝かせ、賑わいと魅力を向上させていく成長戦略として策定した計画をいいます。

富士見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

市内全域から排出される温室効果ガスを削減するための対策や取り組みを総合的かつ計画的に推進するための計画をいいます。

富士見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

行政活動から排出される温室効果ガスを削減するための対策や取り組みを総合的かつ計画的に推進するための計画をいいます。富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進に向けた率先行動の位置づけもあります。

富士見市をきれいにする日

→クリーンアップ運動

フロンガス

スプレー噴霧剤や冷却剤、潤滑油などに使われている化学物質で、人を紫外線から守るオゾン層を破壊する作用があることから、段階的に生産量と消費量が規制されています。代替フロンは、オゾン層の破壊作用はないものの、高い温室効果を有し、地球温暖化に影響を及ぼすことから、低温室効果の代替物質への転換が求められています。

分散型エネルギー

エネルギーの消費地近くで分散的に配置された比較的小規模な発電設備や熱源機器、また、これらの機器から供給される電気や熱などのエネルギーの総称を指し、代表的なものとして、「太陽光発電システム」や発電したときに発生した熱を利用する「コージェネレーションシステム」があります。分散型エネルギーのメリットは、電気の送電ロスの削減やエネルギー効率の向上、非常用電源等への利用などが挙げられています。

放射性物質

放射線（高いエネルギーを持つ粒子と電磁波の総称）を出す物質を指し、カリウム 40 やトリウム 232 など天然に存在する自然放射性物質と、コバルト 60 やプルトニウム 239 など核実験や原子力発電等によって生成される人工放射性物質があります。福島第一原子力発電所事故では、ヨウ素 131 やセシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90 などの放射性物質が環境中に放出されたことから、人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが課題となっています。（ここでいう放射性物質とは厳密には放射性核種（放射線を放出して他の原子核に変わる原子核の種類）をいいます。）

放射能

放射性物質が放射線を放出する能力をいいます。放射能は時間とともに弱まり、最終的には放射線を出さない安定した物質になります。放射能が半分になるまでにかかる時間を「半減期」といい、その時間は放射性物質によって異なります。

保存樹木・保存樹林

→指定保存樹木・指定保存樹林

保存版ごみの出し方

ごみ・資源の分別方法や地域ごとの収集曜日など、ごみ・資源収集に関する情報を掲載した資料をいいます。

ま 行

水辺環境

本計画では、川や池などの水面に近接した岸とその周辺で、一定程度の動植物が生息・生育する自然的環境が備わった区域や、遊び・学び・体験活動の場として利用に適した区域をいいます。

緑の散歩道

樹林や沢など安らぎや憩いの場として整備された自然的環境を備えた散策路をいいます。

や 行

有害鳥獣

人間や家畜、農作物に被害を与える鳥類・哺乳類をいい、市では、カラス、アライグマ、タヌキ、ハクビシンなどが有害鳥獣となっています。

遊休農地

1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みのない農地と、周辺農地と比較して利用の程度が著しく低い農地の総称をいいます。

優良農業

農業経営改善計画の認定（認定農業者）や埼玉県特別栽培農産物の認証を受けるなど、「環境に配慮した農業」や安全・安心な農産物の供給を行う「人にやさしい農業」の総称をいいます。

ら 行

リスクコミュニケーション

多種多様な化学物質や有害物質など健康や生活環境への影響が心配されるリスクについて、事業者、住民、行政などの関係者間で情報共有や意見交換を行うことをいいます。このことにより一方的な情報の発信・受信ではなく、リスクに関して対話していく中で相互理解を深め、信頼関係を構築することが期待されます。

緑地保全基金

市内の貴重な緑地を市民の財産として保全していくための財源として、「富士見市緑地保全基金条例」に基づき設置した基金（貯金）をいいます。

わ 行

湧き水

清水ともいい、地中に流れる地下水が地表面に姿を現したものです。湧き水の水質や水温は、湧出するまでに通過してくる地層・地質の状態を反映します。

第2次富士見市環境基本計画改定版

平成30年3月

発行：富士見市

編集：富士見市自治振興部環境課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1

TEL：049-251-2711（代） FAX：049-253-2700

HP：<http://www.city.fujimi.saitama.jp/>